

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月21日
【中間会計期間】	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日
【会社名】	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ (Nomura Europe Finance N.V.)
【代表者の役職氏名】	社長兼業務執行取締役 (President & Managing Director) 山崎 裕二 (Yuji Yamasaki)
【本店の所在の場所】	オランダ王国、アムステルダム市1096HA、 アムステルプライン1、レンブラント・タワー19階 (Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam, The Netherlands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴田 弘典
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 安藤 紘人 弁護士 下山 秀賀
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1189 03-6894-4063
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「提出会社」、「当社」または「NEF」は法人所在地をアムステルダムとするノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイを指し、「保証会社」または「野村ホールディングス」は野村ホールディングス株式会社を指し、「野村グループ」は野村ホールディングスおよびその連結子会社を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「ブラジル・レアル」は、全てブラジル連邦共和国の法定通貨を指し、
- ・「インド・ルピー」は、全てインド共和国の法定通貨を指し、
- ・「南アフリカ・ランド」は、全て南アフリカ共和国の法定通貨を指し、
- ・「トルコ・リラ」は、全てトルコ共和国の法定通貨を指し、
- ・「ニュージーランド・ドル」は、全てニュージーランドの法定通貨を指し、
- ・「メキシコ・ペソ」は、全てメキシコ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「インドネシア・ルピア」は、全てインドネシア共和国の法定通貨を指し、
- ・「ロシア・ルーブル」は、全てロシア連邦の法定通貨を指し、
- ・「ユーロ」は、全て欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を指し、
- ・「豪ドル」は、全てオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
- ・「米ドル」は、全てアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」は、全て日本国の法定通貨を指す。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

当中間会計期間において、2017年8月14日提出の有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載された事項に重要な変更はなかった。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結事業年度および中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

(注) 当社は、2015年9月30日現在においてもその後の期間においても子会社または関連会社を有していないため、2016年3月31日および2017年3月31日に終了した各年度ならびに2015年9月30日、2016年9月30日および2017年9月30日現在または同日に終了した各6ヶ月間については、連結財務書類の作成は要求されていない。

#### (2) 当社の事業年度および中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移

決算期		2015年9月30日 現在または同日 に終了した 6ヶ月間	2016年9月30日 現在または同日 に終了した 6ヶ月間	2017年9月30日 現在または同日 に終了した 6ヶ月間	2016年3月31日 終了事業年度	2017年3月31日 終了事業年度
		IFRS(注1)				
受取利息および類似収益	百万円	12,320	11,907	14,061	25,022	25,989
税引前利益/(損失)	百万円	100	3,837	1,584	(1,940)	(991)
中間(当期)利益/(損失)	百万円	78	2,887	1,180	(1,440)	(744)
発行済および払込済株式 資本(注2)	百万円	6,860	5,844	6,826	6,569	6,113
発行済株式総数	株	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
株主資本合計	百万円	20,298	21,667	19,216	18,780	18,036
資産合計	百万円	2,172,722	2,228,531	2,384,074	2,218,997	2,044,153
1株当たり株主資本	円	179,628	191,743	170,053	166,195	159,611
1株当たり中間(当期) 利益(損失)	円	690.27	25,548.67	10,442.48	(12,743.36)	(6,584.07)
自己資本比率	%	0.93	0.97	0.81	0.85	0.88
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	(71,074)	(48,314)	(157,516)	(11,203)	69,510
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	70,919	48,253	157,519	10,929	(69,551)
現金および現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	408	193	230	270	225

(注1) 欧州連合が採用した国際財務報告基準。

(注2) 1株当たり額面金額454ユーロの株式113,000株を各期末日のレートにて円換算した金額。「第5 提出会社の状況 - 1 株式等の状況 - (1) 株式の総数等」を参照のこと。

### 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社および親会社において営まれている事業の内容に重要な変更はなかった。本書提出日現在の企業集団の概要は以下のとおりである。

## &lt; 企業集団の概要 &gt;



## 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はなかった。

## 4【従業員の状況】

## (1) 2017年9月30日現在の従業員数

当社の2017年9月30日現在の従業員数は11人である（派遣社員2名を含む。）。

## (2) 従業員数の著しい増減および労働組合の状況等

当中間会計期間において、特記事項はなかった。

## 第3【事業の状況】

## 1【業績等の概要】

当社の主な事業は、野村グループの海外における資金調達およびその調達した資金の野村グループへの貸付である。当社は上記事業に関連して発生する金利および外国為替の変動リスク・ヘッジを目的に、デリバティブ取引を野村グループ内で行っている。受取利息および類似収益、支払利息および類似費用、支払手数料等および純トレーディング利益はこれらの活動から生じる。

当中間期の受取利息および類似収益は14,061百万円（前年同期11,907百万円）、支払利息および類似費用は5,837百万円（前年同期4,747百万円）、支払手数料等は368百万円（前年同期345百万円）、純トレーディング利益は31,915百万円（前年同期17,117百万円）となっており、税引前利益は1,584百万円（前年同期3,837百万円）である。なお、法人所得税費用は404百万円（前年同期950百万円）であり、当中間期包括利益合計は1,180百万円（前年同期2,887百万円）となった。

また、現金および現金同等物の中間期末残高は、230百万円（前期末225百万円 / 前年同期193百万円）である。営業活動に使用したキャッシュ・フロー純額は、関係会社への貸付金が増加したことにより、157,516百万円支出（前年同期48,314百万円支出）となった。財務活動により生じたキャッシュ・フロー純額は、社債の発行金額が償還金額を上回ったことにより、157,519百万円収入（前年同期48,253百万円収入）となった。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

### 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、重要な変更はなかった。

### 4【事業等のリスク】

当該中間会計期間において、以下の事項を除き、2017年8月14日に提出した当社の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について新たな事項および重要な変更はなかった。本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は、別段の記載のない限り、本書提出日現在において判断したものである。

#### 野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

(中略)

##### 野村グループはさまざまな法的責任を負う可能性がある

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性がある。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。野村グループに対する主な訴訟その他の法的手続きについては、野村ホールディングス株式会社 四半期報告書(第114期第2四半期)の「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 四半期連結財務諸表注記 14 コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照のこと。

以下、野村ホールディングス株式会社(本枠内の文章中において「当社」といいます。) 四半期報告書(第114期第2四半期)の「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 四半期連結財務諸表注記 14 コミットメント、偶発事象および債務保証」の全文を投資家の便宜のため掲載します。なお、本枠内の文章中において「野村」とは野村グループを意味します。

コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は下記、貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高は投資コミットメントに含まれております。

上記の各コミットメントの残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2017年3月31日)	当第2四半期連結会計期間末 (2017年9月30日)
貸出コミットメント	1,010,257	1,009,812
投資コミットメント	15,194	14,200

当第2四半期連結会計期間末の上記コミットメントの満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	1,009,812	390,110	109,727	174,518	335,457
投資コミットメント	14,200	239	-	486	13,475

貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、当該信用関連コミットメントの契約金額は必ずしも将来の現金所要額を表わしているわけではありません。契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

#### 偶発事象

##### 訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」(以下「編纂書450」)に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

以下の野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2017年11月14日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約410億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ 法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、相手方が損害を明らかにしていないこと、損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、または 請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること等が挙げられます。

2008年1月、ノムラ・インターナショナル PLC (以下「NIP」) は、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約 (1998年) に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取消しを求めております。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド(共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」)が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC (米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」) を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、米国の連邦破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人 (以下「Madoff管財人」) が米国の連邦破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものです。

2011年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅用不動産ローン担保証券 (以下「RMBS」) の発行体、スポンサー、引受人およびそれらの親会社等多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション (以下「NAAC」) 、ノムラ・クレジット&キャピタルInc. (以下「NCCI」) 、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. (以下「NSI」) およびノムラ・ホールディング・アメリカInc. (以下「NHA」) が含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取消または損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した約406百万米ドルの証券を4回にわたる募集において購入したと主張しています。現在、証拠開示手続きが行われております。

2011年9月、連邦住宅抵当公庫 (Federal National Mortgage Association) および連邦住宅金融抵当金庫 (Federal Home Loan Mortgage Corporation) (以下総称して「政府系機関」) の財産管理人である米連邦住宅金融局 (Federal Housing Finance Agency) は、RMBSの発行体、スポンサー、引受人およびこれらの親会社等に対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、ノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc. (以下「NHEL」)、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。政府系機関は7回にわたる募集において約20億4600万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消しを請求していました。2015年3月16日から審理が行われ、2015年4月9日に最終弁論が終了しました。2015年5月15日、裁判所の判決が言い渡され、裁判所は政府系機関が被告らに対し訴訟の対象となっているRMBSを引き渡す代わりに、被告らが政府系機関に対し80600万米ドルを支払うよう命じました。当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。被告らは、州証券法に基づき回収可能な訴訟費用および弁護士費用を、控訴審の判決に応じて最大3300万米ドル支払うことに合意しました。2017年9月28日、第2巡回区控訴裁判所は一審の判決を支持しました。2017年11月13日、当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴審判決に対する再審請求を行いました。

2011年11月、NIPはBLMISの破産手続きのために、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所によって任命されたMadoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日 (BLMISに対して破産手続きが開始された日) 以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき求めています。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約2100万米ドルです。



2013年3月、モンテパスキ銀行(以下「MPS」)は、MPSの元役員2名およびNIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました(以下「MPS訴訟」)。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11.42億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引の下で受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申し立てを行いました。2015年12月、イタリアの裁判所は、MPSの元役員が提起している訴訟を除き、NIPに対するすべての訴訟を取り下げる旨の判断をしました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。本和解により前連結会計年度に与えた連結税引前当期純利益への影響額は約340億円の損失であり、その全額をトレーディング損益として計上しました。

2013年7月、MPSの大株主(Fondazione Monte dei Paschi di Siena(以下「FMPS」))は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました(以下「FMPS訴訟」)。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張しています。NIPは、MPS訴訟およびFMPS訴訟について反論書を提出しました。

なお、2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を發出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。

また、NIPはイタリア金融規制当局(CONSOB)より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役員および職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役員および職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられております。NIPは本手続きについて反論書を提出しています。

NIPは、係属中の法的手続きにおけるNIPの正当性を主張してまいります。

2016年1月、イタリアのチビタベッキア自治体(以下「自治体」)はNIPに対してチビタベッキア地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2003年から2005年にかけて自治体が行ったデリバティブ取引に関連するものであり、自治体は、NIPがアドバイザー契約に基づく義務を遵守しなかったとして約35百万ユーロの損害賠償を求めています。NIPは、NIPの正当性を主張してまいります。

2016年6月、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED(以下「NIHK」)は、台北地方裁判所において、Cathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.(以下総称して「シンジケート団銀行」)からNIHKおよびその関係会社に対して提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務めたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。NIHKは、NIHKの正当性を主張してまいります。

2017年3月、American International Group, Inc.の子会社数社(以下「AIG」)は、NSIを含む数社および数人の個人に対し、テキサス州ハリス郡州地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2012年に募集が行われた総額750百万米ドルのプロジェクト・ファイナンス社債のうちAIGが購入したと主張している92百万米ドル分に関連するものです。AIGは当該社債の勧誘、募集、発行および販売に関連する重要な不実記載によるテキサス州証券法違反を根拠とし購入の取消しまたは損害賠償を求めています。

国債、国際機関債および政府関連機関債に関連するNIP、その他野村グループ内の該会社およびその他当事者の活動に対し規制当局による競争法関連の調査が行われております。また、NIPおよびその他野村グループ内の該会社は、国際機関債および政府関連機関債の流通市場における価格操作により米国独占禁止法等の違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっております。NIPは、NIPの正当性を主張してまいります。

2017年9月、NIHKは、台北地方裁判所において、First Commercial Bank, Ltd.、 Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、 Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、 Taishin International Bank Co., Ltd.、 E.Sun Commercial Bank, Ltd.、 CTBC Bank Co., Ltd.、 Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan Co., Ltd. (以下総称して「FTシンジケート団銀行」)からNIHK、その関係会社、China Firsttextile (Holdings) Limited (以下「FT」)および関係する個人に対して提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務めたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。NIHKは、NIHKの正当性を主張してまいります。

野村證券株式会社(以下「野村證券」)は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約533万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失等をめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、2013年4月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求めるもの、2014年10月に法人顧客より提起された2006年から2012年にかけて行われた為替デリバティブ取引により発生した損失額等の2,143百万円の損害賠償を求めるものが含まれます。これらの訴訟の顧客は、取引契約時点における、野村證券による説明義務違反等を主張していますが、同社はこれらの顧客の主張には理由がないと考えております。

上記に記載したいずれの訴訟においても、当社は、当社子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

当社の米国子会社であるNHA、NAAC、NCCI、NHLE、NSI、ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLCおよびノムラ・アセット・キャピタル・コーポレーションは、米国司法省およびニューヨーク東地区連邦検事局より、2006年および2007年に当社米国子会社がスポンサー、発行、引受け、または勧誘したRMBSに関連して、金融機関改革救済執行法に基づき当社米国子会社に対して民事制裁金等を課すことができるかを調査中であるとする通知を受領しております。当社米国子会社は調査に対して全面的に協力してまいります。

米国証券取引委員会および米国司法省は、商業用および住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対する調査を行っています。NSIはこれらの調査に対し全面的に協力しております。NSIは、米国証券取引委員会が、当該元職員に対するNSIの当時の監督状況についての行政手続きを開始すると考えており、問題となっている取引に関連した不当利得の返還等を行う必要が出てくると想定しております。

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンをRMBSとする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われまます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく初期段階にあります。これらの訴訟は事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は負債計上されている額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

#### 債務保証

野村は、通常の業務の一環として、スタンドパイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

野村はすべてのデリバティブ取引を四半期連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払い、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2017年3月31日)		当第2四半期連結会計期間末 (2017年9月30日)	
	帳簿価額	潜在的な最大 支払額または 契約額	帳簿価額	潜在的な最大 支払額または 契約額
デリバティブ取引(1)(2)	4,501,962	209,982,338	4,461,484	250,403,056
スタンドバイ信用状および その他の債務保証(3)	900	8,604	537	8,053

(1) クレジット・デリバティブは「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。

(2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成されております。

(3) スタンドバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は、前連結会計年度末において5,656百万円、当第2四半期連結会計期間末においては5,695百万円となっております。

当第2四半期連結会計期間末の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額				
		計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	4,461,484	250,403,056	100,463,999	56,938,930	27,453,507	65,546,620
スタンドバイ信用状 およびその他の債務 保証	537	8,053	352	3	-	7,698

(後略)

## 5【経営上の重要な契約等】

プログラム名	設定日	限度額	ディーラー	クレジット・サポート
ユーロ・ノート・プログラム	1994年10月19日	400億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村証券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)
ユーロ・ノート・プログラム(注1)	2009年7月31日	220億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村証券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)

(注1) ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーおよび当社が共同で設定したプログラムである。なお、当該プログラムは、2011年7月29日付でノムラ・バン

ク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよび当社のみプログラムに変更されている。また、当該プログラムは2016年9月16日付で限度額が250億米ドルから220億米ドルに変更されている。

(注2) 2009年7月31日に設定されたユーロ・ノート・プログラムおよび1994年10月19日に設定されたユーロ・ノート・プログラムの保証枠は、合計で220億米ドルである。

## 6【研究開発活動】

該当事項なし。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」については、上記「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「4 事業等のリスク」をあわせて参照のこと。

### (1) 重要な会計方針および見積もり

財務書類の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務書類の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積もりを行っている。これらの見積もりは、その性質上、判断および入手しうる情報に基づいて行われることになる。したがって、実際の結果がこれらの見積もり額と異なることがあり、結果として財務書類に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性がある。

重要な会計方針については、「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - 財務書類に関する注記 2 . 会計方針」を参照のこと。

### (2) 経営成績の分析

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

### (3) 財政状態の分析

当社の主な事業目的は野村グループのための資金調達活動であり、社債の発行等により資金調達を行い、関係会社へ貸付等を行っている。

公正価値で測定される金融負債を含めた社債残高が1,855,416百万円と、前期末比211,619百万円増加、関係会社からの借入金400,306百万円と、前期末比133,303百万円増加、当中間期末の負債合計は2,364,858百万円と、前期末比338,741百万円増加となった。一方、関係会社への貸付金の合計は2,211,063百万円と、前期末比381,205百万円増加した。担保金減少等によりその他資産が24,510百万円と、前期末比54,743百万円減少した。当中間期末の資産合計は、前期末比339,921百万円増加し、2,384,074百万円である。

株主資本合計は、19,216百万円と、前期末比1,180百万円増加した。

### (4) キャッシュ・フローの状況

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

該当事項なし。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

## 第5【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

(2017年9月30日現在)

授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
315,000	113,000	202,000

## 【発行済株式】

(2017年9月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面454ユーロ)	普通株式	113,000	-	議決権の制限のない株式
計	-	113,000	-	-

## (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

## (3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

上記の当社の発行済株式の総数ならびに発行済および払込済株式資本は、当中間会計期間において変動していないが、IFRSに基づいて作成された財務書類は円貨表示であり、各期末為替レートの変動により、発行済および払込済株式資本の円貨表示金額が変動する。

## (4)【大株主の状況】

(2017年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	113,000	100%
計	-	113,000	100%

## 2【株価の推移】

該当事項なし。

## 3【役員の状況】

2017年8月14日付の有価証券報告書の提出日以降本書提出日現在まで、当社の取締役役に異動はなかった。

## 第6【経理の状況】

- (1) 本書記載の当社の邦文の中間財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。本書記載の中間財務書類については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第1項の規定が適用されている。なお、当社の採用している会計原則および会計慣行と日本において一般に公正妥当と認められる会計原則および会計慣行の主要な相違については、「2 その他 - (3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている。
- (2) 本書記載の2017年9月30日に終了した6ヶ月間に係る中間財務書類は、独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーによる監査を受けていない。

## 1【中間財務書類】

## 中間包括利益計算書

	注記	2017年9月30日に 終了した 中間期	2016年9月30日に 終了した 中間期	2017年3月31日に 終了した 事業年度
		単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
受取利息および類似収益	3,8,16	14,061	11,907	25,989
支払利息および類似費用	3,12,16	(5,837)	(4,747)	(12,049)
純受取利息		8,224	7,160	13,940
支払手数料等	16	(368)	(345)	(710)
純トレーディング利益	4	31,915	17,117	66,071
純損益を通じて公正価値で測定され る金融商品に指定された金融負債に 関する純損失	5	(33,162)	(16,274)	(71,725)
その他の営業損失		(90)	(295)	(442)
<b>純営業収益</b>		<b>6,519</b>	<b>7,363</b>	<b>7,134</b>
給与および社会保障費		(64)	(44)	(99)
一般管理費	6,16	(4,871)	(3,482)	(8,026)
<b>営業費用合計</b>		<b>(4,935)</b>	<b>(3,526)</b>	<b>(8,125)</b>
<b>税引前利益 / (損失)</b>		<b>1,584</b>	<b>3,837</b>	<b>(991)</b>
法人所得税収益 / (費用)		(404)	(950)	247
<b>当期利益 / (損失)</b>		<b>1,180</b>	<b>2,887</b>	<b>(744)</b>
<b>当期包括利益合計</b>		<b>1,180</b>	<b>2,887</b>	<b>(744)</b>

2016年9月30日および2017年9月30日に終了した中間期、ならびに2017年3月31日に終了した事業年度には、その他の包括利益は計上されていない。



## 中間財政状態計算書

	注記	2017年	2017年
		9月30日現在	3月31日現在
		単位：百万円	単位：百万円
<b>非流動資産</b>			
関係会社への貸付金	14, 16	243,581	240,971
デリバティブ金融資産	7, 14, 15, 16	78,744	94,464
繰延税金資産		3,044	3,210
非流動資産合計		325,369	338,645
<b>流動資産</b>			
関係会社への貸付金	16	1,967,482	1,588,887
デリバティブ金融資産	7, 14, 15, 16	66,483	37,102
現金および現金同等物		230	225
未収還付法人所得税		-	41
その他の資産	8, 16	24,510	79,253
流動資産合計		2,058,705	1,705,508
資産合計		2,384,074	2,044,153
<b>株主資本および負債</b>			
<b>株主資本</b>			
発行済および払込済株式資本		6,826	6,113
株式払込剰余金		1,321	1,321
剰余金		1,576	2,289
利益剰余金	9	9,493	8,313
株主資本合計		19,216	18,036
<b>非流動負債</b>			
社債およびその他の借入金	10, 14, 16	890,874	862,648
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に 指定された金融負債	11, 14, 16	524,755	516,574
デリバティブ金融負債	7, 14, 15, 16	75,997	90,348
非流動負債合計		1,491,626	1,469,570
<b>流動負債</b>			
関係会社からの借入金	16	400,306	267,003
社債およびその他の借入金	10, 16	125,183	78,104
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に 指定された金融負債	11, 14, 16	314,604	186,471
デリバティブ金融負債	7, 14, 15, 16	23,330	19,431
未払法人所得税		28	-
その他の負債	12, 16	9,781	5,538
流動負債合計		873,232	556,547
負債合計		2,364,858	2,026,117
株主資本および負債合計		2,384,074	2,044,153

## 中間持分変動計算書

	発行済				株主資本 合計
	および払込済	株式	剰余金	利益剰余金	
	株式資本	払込剰余金			
単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	
2017年4月1日の期首残高	6,113	1,321	2,289	8,313	18,036
当期利益	-	-	-	1,180	1,180
包括利益合計	-	-	-	1,180	1,180
ユーロ建資本の為替評価額	713	-	(713)	-	-
2017年9月30日の期末残高	6,826	1,321	1,576	9,493	19,216

	発行済				株主資本 合計
	および払込済	株式	剰余金	利益剰余金	
	株式資本	払込剰余金			
単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	
2016年4月1日の期首残高	6,569	1,321	1,833	9,057	18,780
当期利益	-	-	-	2,887	2,887
包括利益合計	-	-	-	2,887	2,887
ユーロ建資本の為替評価額	(725)	-	725	-	-
2016年9月30日の期末残高	5,844	1,321	2,558	11,944	21,667

	発行済				株主資本 合計
	および払込済	株式	剰余金	利益剰余金	
	株式資本	払込剰余金			
単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	
2016年4月1日の期首残高	6,569	1,321	1,833	9,057	18,780
当期損失	-	-	-	(744)	(744)
包括利益合計	-	-	-	(744)	(744)
ユーロ建資本の為替評価額	(456)	-	456	-	-
2017年3月31日の期末残高	6,113	1,321	2,289	8,313	18,036

## 中間キャッシュ・フロー計算書

		2017年9月30日に 終了した 中間期	2016年9月30日に 終了した 中間期	2017年3月31日 に終了した 事業年度
	注記	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
当期利益 / (損失)		1,180	2,887	(744)
<b>調整項目：</b>				
財務活動によって生じた純利益 / (損失)への調整		54,100	(56,490)	19,803
その他		164	755	(671)
<b>営業資産および営業負債：</b>				
関係会社への貸付金の減少 / (増 加)		(381,205)	34,724	147,078
関係会社からの借入金の増加 / (減少)		133,303	8,328	(81,699)
デリバティブ金融資産の増加	7,14	(13,661)	(13,183)	(12,850)
デリバティブ金融負債の増加 / (減少)	7,14	(10,452)	8,580	(32,338)
その他の営業資産の減少 / (増 加)		54,784	(31,891)	41,246
その他の営業負債の増加 / (減 少)		4,271	(2,024)	(10,315)
<b>営業活動により生じた(に使用した) キャッシュ・フロー純額</b>		<b>(157,516)</b>	<b>(48,314)</b>	<b>69,510</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
社債およびその他の借入金による収入	10	180,969	126,849	296,403
純損益を通じて公正価値で測定される 金融商品に指定された金融負債からの 収入	11,14	112,872	69,319	141,840
社債およびその他の借入金の償還	10	(107,787)	(110,502)	(399,949)
純損益を通じて公正価値で測定される 金融商品に指定された金融負債の償還	11,14	(28,535)	(37,413)	(107,845)
<b>財務活動により生じた(に使用した) キャッシュ・フロー純額</b>		<b>157,519</b>	<b>48,253</b>	<b>(69,551)</b>
現金および現金同等物の純減少額		3	(61)	(41)
純為替換算差額		2	(16)	(4)
現金および現金同等物の期首残高		225	270	270
<b>現金および現金同等物の期末残高</b>	16	<b>230</b>	<b>193</b>	<b>225</b>
<b>営業キャッシュ・フロー</b>				
利息の支払額		(6,873)	(5,895)	(16,394)
利息の受取額		14,099	12,078	25,287

税金支払額

(159)

(190)

(421)

## 中間財務書類に関する注記

### 1. 企業情報

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ（以下「当社」という。）は、日本国で登記され、日本、米国およびシンガポールで上場している野村ホールディングス株式会社（以下「NHI」という。）の全額出資子会社であり、NHIは当社の最終親会社である。

当社はオランダのアムステルダムで設立され、本拠を置き、同国のアムステルダム市1096HA、アムステルプライン1、レンブラント・タワー（Rembrandt Tower, Amstelplein 1, 1096 HA Amsterdam）に登記上の事務所を有する、オランダ法に基づいて設立された有限責任株式公開会社である。

当社の主たる業務は、NHIおよびその子会社（以下ではあわせて「野村グループ」という。）の資金調達会社として活動することである。

### 2. 会計方針

#### 2.1. 作成基準

当中間期に関する中間財務書類は、欧州連合（以下「EU」という。）が採用した国際会計基準（以下「IAS」という。）第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

本中間財務書類には、EUが採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成されている前事業年度の年次財務書類で求められているすべての情報および開示が含まれているわけではないことから、当該年次財務書類もあわせて参照されたい。経営者は当中間期に関する財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況は適切に表示されているものと考えている。

本中間財務書類は日本円で表示されており、別途記載がある場合を除き、すべての金額は百万円単位に四捨五入されている。

#### 2.2. 会計方針の変更

本中間財務書類作成にあたって準拠している会計方針は、公正価値の階層のレベル間の移動がいつ発生したかを決定する方針を除き、前事業年度の年次財務書類の作成にあたって準拠したものと整合している。当社は、過年度までは、移動は各半期の期首に起きたものとしていたが、当期より、各四半期の期首に起きたものとしている。この会計方針の変更により、レベル間の移転がより適切なタイミングで決定されることとなるため、信頼性が高く、かつ、より目的適合性が高い情報をもたらすこととなる。詳細は、注記14を参照のこと。この会計方針の変更は、2017年4月1日から適用されている。この会計方針の変更は、当中間期、前事業年度および前年同期の財政状態計算書および包括利益計算書に重要な影響を及ぼすことはなかった。したがって、この会計方針の変更は遡及適用されておらず、また、比較数値の修正再表示も行われていない。

#### 2.3. 公表されたものの、まだ適用には至っていない基準

本財務書類の承認日現在、当社が適用することになる可能性が高い新基準、改訂基準および改定解釈指針がIASBによって公表されているものの、本中間期には適用されていない。IFRS第9号「金融商品」は下記記載の通りである。それ以外の新基準、改訂基準および改訂解釈指針については、前事業年度の年次財務書類の注記2.6「公表されたものの、まだ適用に至っていない基準」を参照のこと。

##### IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号「金融商品」には、認識および測定に加えヘッジ会計に関する規定が含まれている。その目的は、IAS第39号「金融商品：認識と測定」に全面的に差し替わるものを策定することである。IFRS第9号は当初、2009年11月に公表され、2014年7月に最終決定が行われた。

IFRS第9号では、IFRS第9号の分類および測定要件の当初適用にあたり、比較期間の財務書類の修正再表示は求められていない。そのかわりに、IFRS第9号への移行に伴う修正開示が求められている。これらの要求事項は、現行のIAS第39号の規則に基づく要求事項とは異なることから、当社はその影響を評価している段階である。

### 金融資産の減損

IFRS第9号は貸付金に係る減損の方法を根本的に変更する。当基準はIAS第39号の発生損失モデルを、フォワードルッキングな予想信用損失モデルに置き換えることとなる。すべての貸付金、純損益を通じて公正価値で測定されないその他の負債性金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証契約につき、予想損失について引当金を計上することを当社は要求されるようになる。当引当金は、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加していない限り、向こう12か月のデフォルト確率に起因する予想信用損失に基づいている。なお、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加している場合には、引当金は当該資産の残存期間におけるデフォルト確率に基づくこととなる。

### 分類及び測定

分類上の観点では、当新基準は、資本性金融商品とデリバティブを除くすべての資産について、金融資産の管理に関する企業のビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づいて評価することを要求する。IAS第39号の測定分類は、純損益を通じた公正価値測定、その他の包括利益を通じた公正価値測定、および償却原価の分類に置き換えられる。また、IFRS第9号は、純損益を通じた公正価値測定をすることにより、測定又は認識の不整合を排除または大幅に軽減できる場合には、すべての企業に、償却原価またはその他の包括利益を通じた公正価値測定をすることが要求される金融商品に、取消不能を要件として、純損益を通じて公正価値測定をするものとして継続して指定することを容認している。トレーディング目的で保有されない資本性金融商品は、取消不能を要件として、その他の包括利益を通じた公正価値測定をするものとして指定されることができ、その場合、その後の損益計算書への組替調整は行われない。

純損益を通じて公正価値で測定される負債に係る自己の信用リスクから生じる損益の取り扱いを除いて、金融負債の会計処理はIAS第39号の要求とおおむね同様となる。そのような自己の信用リスクの変動は、損益における会計上のミスマッチが生じない限り、その他の包括利益において表示され、その後の損益計算書への組替調整は行われない。

IFRS第9号は、2018年1月1日以降に開始される年度から適用される。当社は目下、IFRS第9号が当社の財政状態および経営成績に及ぼし得る影響を評価している。また、財務書類をより適正に表示する目的、つまり当社のリスクヘッジ活動をより正確に反映するため、純損益を通じて公正価値で測定される商品の適用範囲を広げること検討している。現状、債券の分類および測定のカテゴリが異なることによる会計上の損益に変動をもたらすミスマッチが存在しているが、公正価値オプション（以下「FV0」という。）の適用範囲を広げることによりこの会計上のミスマッチを緩和することが期待されている。こうした評価および今後の経営者の判断によっては、IFRS第9号が当社の金融資産および負債の分類および測定に影響を及ぼすと考えている。金融資産の減損について当社は予想信用損失に対する要件が業績に重大な影響を及ぼすとは想定していない。本基準はEUによる承認を経たうえで、2018年1月1日以降に開始する年度から適用され、早期適用も認められている。

### 2.4. 重要な会計上の判断、見積もりおよび仮定

本中間財務書類の作成には、経営者による判断、見積もりおよび仮定が求められており、それらは収益、費用、資産および負債の計上金額ならびに報告期間末現在の偶発債務の開示に影響を及ぼすことがある。こうした見積もりや仮定の不確実性は、将来の資産または負債の帳簿価額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

本中間財務書類の作成に適用された重要な会計上の判断と見積もりは、前事業年度の年次財務書類の作成に適用されたものから変更はない。

## 2.5. オペレーティング・セグメントと季節性情報

当社は商品とサービスの特性に基づいて事業活動を行っている。当社は資金調達活動という単一の事業セグメントしか有していないため、本中間財務書類に表示されている総資産および純資産ならびに税引前利益/(損失)のすべては、同セグメントから生じている。債券の大半は日本の投資家向けに発行されている。すべての借入金、貸付金および一部のメディアム・ターム・ノートに組み込まれたデリバティブを除くすべてのデリバティブは、野村グループとの間で取引されている。当社の事業活動には、周期性はない。

## 3. 受取利息および支払利息

組込デリバティブが区分処理され、関連する主契約が決定される複合金融商品（前事業年度の年次財務書類の注記2.3を参照のこと。）については、組込デリバティブに関する当初認識額は公正価値で計上され、主契約は償却原価で計上される社債およびその他の借入金に原契約として認識されている。かかる組込デリバティブから生じる当初認識時の損益は繰り延べられ、原契約の期間にわたって償却され、支払利息および類似費用に、収益として認識される場合がある。

上記に加え、異なる通貨間の借入利率と貸出利率の間の金利ギャップ等、金利に関する市場環境の変化は純受取利息の増減の要因となる。

## 4. 純トレーディング利益

当社は外国為替の換算や金利の変動などから生ずるリスクをデリバティブ金融商品を用いて管理している。これらの変動を相殺するためにリスク管理目的で保有しているデリバティブ金融商品から生じる利益および損失は、純トレーディング利益に含まれる。純トレーディング利益の変動は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債のヘッジを目的とする場合、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失（注記5を参照のこと。）の変動を一部相殺しており、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債以外の金融商品のヘッジを目的とする場合は、純受取利息（注記3を参照のこと。）の変動を一部相殺している。

区分処理が適用され、組込デリバティブが公正価値で測定されている複合金融商品については、ヘッジデリバティブから生じる損益は、組込デリバティブに関する損益と相殺されている。区分処理されていない金融商品に関しては、ヘッジデリバティブから生じる損益が、純トレーディング利益で認識される損益の変動要因となる。

前年同期と比較した場合、当中間期の純トレーディング利益の増加の大半は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連するヘッジデリバティブによるものである。この増加は、対応する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失の増加によって相殺されている（注記5を参照のこと。）。

## 5. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失

一部の金融商品は、経営者によって純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定される場合がある。当社は以下の金融商品について、FV0を包括的に選択適用し、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定している。

固定金利付プレーン・バニラ債  
組込デリバティブが区分処理されていない複合金融商品  
JDR（信託受益証券）に係る債券

その他の金融商品については、当社は金融商品ごとにFV0の選択を決定している。FV0の選択の詳細については、前事業年度の年次財務書類の注記2.3を参照のこと。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連する支払利息、公正価値の変動および取引費用から生ずる利益および損失は、純トレーディング利益に含まれる為替換算調整による影響額を除き、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失で認識されている（注記4を参照のこと。）。

当社は野村グループの信用スプレッドの変動に基づいて、自己の信用リスク調整（以下「OCA」という。）を算定・適用している。純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失に含まれる、自己の信用リスクの変動による影響額は、債券通貨における野村グループの信用スプレッド変動も考慮し、当中間期で2,220百万円の利益であった（前年同期：4,618百万円の利益、前事業年度：8,035百万円の利益）。

## 6. 一般管理費

営業費用の増加は、主として、当中間期に事前確認制度に基づくNHIへの支払調整額が前年同期比1,104百万円増加したことによる。事前確認制度に基づく支払調整額は課税所得基準に基づいて決定され、増加している（詳細は注記16を参照のこと。）。

## 7. デリバティブ金融商品<sup>(1)</sup>

	2017年9月30日現在	2017年3月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
プラスの公正価値		
外国為替関連デリバティブ	22,649	19,033
金利関連デリバティブ	47,599	56,378
株式関連デリバティブ	47,927	35,334
コモディティ・デリバティブ	22,966	17,115
クレジット・デリバティブ	4,086	3,706
	145,227	131,566
マイナスの公正価値		
外国為替関連デリバティブ	20,457	22,025
金利関連デリバティブ	44,774	49,923
株式関連デリバティブ	29,917	33,939
コモディティ・デリバティブ	100	198
クレジット・デリバティブ	4,079	3,694
	99,327	109,779

上記の表は、流動および非流動デリバティブ金融資産・負債を表している。

	2017年9月30日現在	2017年3月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
想定元本額		
外国為替関連デリバティブ	928,635	527,620
金利関連デリバティブ	1,513,952	1,417,926
株式関連デリバティブ	620,799	503,607
コモディティ・デリバティブ	86,100	52,215
クレジット・デリバティブ	320,223	295,476
	3,469,709	2,841,844

上記のすべての表には区分処理された組込デリバティブが含まれている。



区分処理された組込デリバティブを除き、上記の外国為替関連デリバティブおよびその他のデリバティブはすべて野村グループとの取引である。

当社では自社の資産および負債のポートフォリオ管理において、ヘッジを目的としてデリバティブを利用している。これにより、当社は自社の資産および負債から生じる市場リスクと金利リスクを低減している。

市場環境によりデリバティブの時価は変動するが、組込デリバティブの時価変動とヘッジ目的のデリバティブの時価変動は、時価の正負に関わらず、大半の部分が相殺し合っている。

デリバティブの公正価値を算定する際には信用評価調整および負債評価調整が考慮される。当社は担保金を交換しているため信用評価調整および負債評価調整額は僅少である（注記8および注記12を参照のこと。）。

(1) 各デリバティブの区分には、複数のリスク要素を参照するデリバティブが含まれている。たとえば金利関連には、金利リスクに加え外国為替リスクを参照する複合型のデリバティブが含まれる。

## 8. その他の資産

	2017年9月30日現在	2017年3月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
担保金	21,371	76,106
その他	3,139	3,147
	24,510	79,253

当社は関連当事者との間で締結した国際スワップ・デリバティブズ協会（以下「ISDA」という。）制定の担保契約書に基づき、デリバティブの取引相手方に対して、デリバティブ取引に関連した担保金を差し入れている。その他は主に未収利息が含まれている。

当社は当中間期において、差し入れた担保金から1百万円の受取利息（前年同期：17百万円、前事業年度：19百万円）を受け取っている。

## 9. 支払配当金

当中間期および前事業年度中に決定された、あるいは支払われた配当金はない。

## 10. 社債およびその他の借入金

### a. 非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

	2017年9月30日に終了した中間期	2016年9月30日に終了した中間期	2017年3月31日に終了した事業年度
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	862,648	822,557	822,557
発行	142,870	100,241	182,284
償還	(51,689)	(34,191)	(91,337)
流動負債への分類変更	(65,320)	(42,577)	(51,851)
その他の変動	2,365	(10,789)	995
期末残高	890,874	835,241	862,648

## b. 流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

	2017年9月30日に終了した中間期 単位：百万円	2016年9月30日に終了した中間期 単位：百万円	2017年3月31日に終了した事業年度 単位：百万円
期首残高	78,104	216,325	216,325
発行	38,099	26,608	114,119
償還	(56,098)	(76,311)	(308,612)
非流動負債からの分類変更	65,320	42,577	51,851
その他の変動	(242)	(16,395)	4,421
期末残高	125,183	192,804	78,104

上記の表中のその他の変動は、主に外国為替の変動、ならびに実効金利法を用いた社債およびその他の借入金の償却により生じたものである。

## 11. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債

	2017年9月30日現在 単位：百万円	2017年3月31日現在 単位：百万円
社債およびメディアム・ターム・ノート	839,359	703,045
	839,359	703,045

上記の表中の数値は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された流動負債に含まれる金融負債および非流動負債に含まれる金融負債からなっている。

OCAの変動による影響額は、当中間期で2,220百万円の利益となり、当中間期末日現在の累積残高は11,544百万円の利益（前事業年度末日現在：9,324百万円の利益）であった。

## 12. その他の負債

	2017年9月30日現在 単位：百万円	2017年3月31日現在 単位：百万円
受入担保金	1,650	2,010
その他	8,131	3,528
	9,781	5,538

当社は関連当事者との間で締結したISDA制定の担保契約書に基づき、デリバティブの取引相手から、デリバティブ取引に関連した担保金を受け入れている。その他に含まれている主なものは未払利息およびその他の未払費用である。

当社は当中間期中において、受け入れた担保金から4百万円の支払利息（前年同期：1百万円、前事業年度：1百万円）が発生した。

## 13. コミットメントおよび偶発債務

当社は当中間期末日現在、野村グループに対する貸付契約の未実行残高として412,586百万円（前事業年度末日現在：224,200百万円）のコミットメント残高がある。

## 14. 公正価値

公正価値とは、測定日に市場参加者との間の通常の取引において、資産を売却する際に受領または負債を移転する際に支払うと予想される価格をいう。公正価値測定は、資産を売却または負債を移転するための取引が

- 当該資産または負債の主たる市場で行われている、もしくは
  - 主たる市場が存在しない場合には、当該資産または負債に対して最も有利な市場で行われている
- のいずれかであるという前提に基づいている。

主たる市場または最も有利な市場は、当社が利用可能なものでなければならない。

市場公表価格またはブローカー/ディーラーからの価格が入手できない場合は、公正価値の決定において類似金融商品の価格または価格算定モデルを使用することが考慮される。

## 金融資産および金融負債の公正価値

### 金融商品の帳簿価額と公正価値の比較

流動資産に含まれる金融資産および流動負債に含まれる金融負債のうち、関係会社からの借入金を含む償却原価で測定されるものの帳簿価額は、短期であり信用リスクもわずかであることから、公正価値と近似している。下記の表は、非流動資産に含まれる関係会社への貸付金と、非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金の帳簿価額と公正価値の比較である。

#### 2017年9月30日現在

	帳簿価額	公正価値
	単位：百万円	単位：百万円
関係会社への貸付金	243,581	235,759
社債およびその他の借入金	890,874	714,885

#### 2017年3月31日現在

	帳簿価額	公正価値
	単位：百万円	単位：百万円
関係会社への貸付金	240,971	232,305
社債およびその他の借入金	862,648	806,995

## 公正価値の階層

**レベル1** 当社が取引可能な活発な市場における測定日現在の同一の資産または負債の未調整の公表価格。

**レベル2** 活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいている。

**レベル3** 金融商品の公正価値測定に有意で観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいている。

下記の表は、毎期経常的に公正価値評価される金融資産および金融負債を、当社の評価手法に使用しているインプットの透明性に基づき公正価値の階層ごとに分類表示したものである。

	2017年9月30日現在				2017年3月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円
<b>公正価値で測定される金融資産</b>								
デリバティブ金融資産	145,227	-	106,090	39,137	131,566	-	87,824	43,742
外国為替関連デリバティブ	22,649	-	20,227	2,422	19,033	-	17,644	1,389
金利関連デリバティブ	47,599	-	15,876	31,723	56,378	-	18,486	37,892
株式関連デリバティブ	47,927	-	42,947	4,980	35,334	-	30,874	4,460
コモディティ・デリバティブ	22,966	-	22,966	-	17,115	-	17,115	-
クレジット・デリバティブ	4,086	-	4,074	12	3,706	-	3,705	1
	145,227	-	106,090	39,137	131,566	-	87,824	43,742

	2017年9月30日現在				2017年3月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円
<b>公正価値で測定される金融負債</b>								
デリバティブ金融負債	99,327	-	60,293	39,034	109,779	-	65,539	44,240
外国為替関連デリバティブ	20,457	-	18,035	2,422	22,025	-	20,636	1,389
金利関連デリバティブ	44,774	-	13,154	31,620	49,923	-	11,533	38,390
株式関連デリバティブ	29,917	-	24,937	4,980	33,939	-	29,479	4,460
コモディティ・デリバティブ	100	-	100	-	198	-	198	-
クレジット・デリバティブ	4,079	-	4,067	12	3,694	-	3,693	1
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	839,359	-	816,991	22,368	703,045	-	655,752	47,293
	938,686	-	877,284	61,402	812,824	-	721,291	91,533

### レベル3の公正価値の階層に分類された公正価値測定に関する調整

下記の表は、当中間期と前事業年度の期首残高と期末残高との間に生じた、レベル3に分類された金融商品の公正価値のすべての変動について、その推移を示したものである。

	2017年9月30日現在		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	純損益を通じて公正 価値で測定される金 融商品に指定された 金融負債
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
<b>期首残高</b>	<b>43,742</b>	<b>44,240</b>	<b>47,293</b>
中間包括利益計算書に含まれてい る期間の収益 / (損失) の合計 <sup>(1)</sup>	(6,721)	(6,333)	794

新規発行	-	-	6,850
決済額	(422)	(889)	(1,327)
レベル3への移動	3,853	3,885	415
レベル3からの移動	(1,315)	(1,869)	(31,657)
<b>期末残高</b>	<b>39,137</b>	<b>39,034</b>	<b>22,368</b>

報告期間末に保有されている金融  
商品に対する中間包括利益計算書  
に含まれている期間の未実現利  
益 / (損失) の合計

(979)	1,060	457
-------	-------	-----

## 2017年3月31日現在

	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	純損益を通じて公正 価値で測定される金 融承認に指定された 金融負債
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
<b>期首残高</b>	<b>38,649</b>	<b>38,142</b>	<b>38,239</b>
包括利益計算書に含まれている期 間の収益 / (損失) の合計 <sup>(1)</sup>	1,955	1,361	(402)
新規発行	-	-	38,600
決済額	492	2,070	(30,388)
レベル3への移動	6,205	6,230	1,550
レベル3からの移動	(3,559)	(3,563)	(306)
<b>期末残高</b>	<b>43,742</b>	<b>44,240</b>	<b>47,293</b>
報告期間末に保有されている金融 商品に対する包括利益計算書に含 まれている期間の未実現利益 / (損失) の合計	4,763	(5,473)	(775)

(1) 資産については、プラスの残高は利益を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利益を表している。

上記の表中のデリバティブに係る損益は、中間包括利益計算書中の純トレーディング利益に含まれている。上記の表中の、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債による損益の合計は、中間包括利益計算書の純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失に含まれている。

当中間期および前事業年度において、レベル1に認識された金融資産および金融負債はない。したがって、レベル1とレベル2との間での移動は生じなかった。

当社では、公正価値の階層の中での金融商品のあるレベルから他のレベルへの移動は、すべて移動が発生したそれぞれの四半期の期首に起きたものとしている。したがって、移動に関して上記に計上されている金額は、かかる移動が発生したそれぞれの四半期の期首における当該金融商品の公正価値を表している。過年度までは、当社では、公正価値の階層の中での金融商品のあるレベルから他のレベルへの移動は、すべて移動が発生した期間の期首に起きたものとしていた。注記2.2.において記載しているとおり、評価頻度の変更は当中間期の初日利益および損失の認識に影響を及ぼすことはなかった。

## 評価手法

当社が保有しているものは、区分処理された組込デリバティブを含めて、店頭(OTC)デリバティブのみである。こうした店頭デリバティブは内部モデルを使用して公正価値を算定するが、この内部モデルでは市場取引価格のほか、市場に基づいたインプットのモデルへの入力、市場の清算取引に対するモデルの調整、ブローカー・ディーラーの公表価格、合理的な水準で価格の透明性が認められる他の価格情報などといった、市場で観察される他の証拠を可能な限り用いている。評価手法としては、単純な割引期待キャッシュ・フロー計算のほか、ブラックショールズ・モデルとモンテカルロ・シミュレーションが使われている。有意なインプットすべてが市場の証拠で裏付けられる場合には、区分処理された組込デリバティブを含む店頭デリバティブは公正価値の階層のレベル2に分類されている。

相関係数、長期ボラティリティ等の有意な観察不能なインプットを用いてモデルを使って算定されるデリバティブは、レベル3に分類される。当社でレベル3に分類されるデリバティブの例としては、金利関連のエキゾチック・デリバティブ、外国為替関連のエキゾチック・デリバティブ、株式関連のエキゾチック・デリバティブ、金利リスクと外国為替リスクと株式リスクを組み合わせたエキゾチック・デリバティブ、長期またはエキゾチック・クレジット・デリバティブを含むその他の取引等がある。

評価手法はパラメーターに依拠するが、こうしたパラメーターは、同等の取引が現状の市場で取引されていない、あるいは市場データが得られないといったことにより、必ずしも市場で観察可能なものではない。このような評価手法は仮定に基づいていることから、前提となる仮定が変更となった場合には、これらの評価手法を用いて算定された公正価値も変わる可能性がある。

当中間期では、合計で3,853百万円（前事業年度：6,205百万円）の金融資産および3,885百万円（前事業年度：6,230百万円）の金融負債がレベル3へ移動した。金融資産側で移動した金額に含まれる主なものは、株式関連デリバティブの3,470百万円（前事業年度：主として6,196百万円の株式関連デリバティブ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察不能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が増したことによりレベル3へ移動した。金融負債側で移動した金額に含まれる主なものは、株式関連デリバティブの3,470百万円（前事業年度：主として6,196百万円の株式関連デリバティブ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察不能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が増したことによりレベル3へ移動した。

当中間期では、合計で1,315百万円（前事業年度：3,559百万円）の金融資産および1,868百万円（前事業年度：3,563百万円）の金融負債がレベル3から移動した。金融資産側で移動した金額に含まれる主なものは、金利関連デリバティブの343百万円および株式関連デリバティブの851百万円（前事業年度：主として2,245百万円の金利関連デリバティブおよび1,300百万円のクロスカレンシー金利関連デリバティブ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察可能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が低下したことによりレベル3から移動した。金融負債側で移動した金額に含まれる主なものは、金利関連デリバティブの897百万円および株式関連デリバティブの851百万円（前事業年度：主として2,249百万円の金利関連デリバティブおよび1,300百万円の株式関連デリバティブ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察可能となった、または観察不能なパラメーターの重要性が低下したことによりレベル3から移動した。

当社はIFRS第13号第48項の例外規定を適用し、金融資産および金融負債の公正価値を仲値に基づいて測定している。組込デリバティブが分離されている複合金融商品やFV0が適用されている複合金融商品の場合には、当該複合金融商品のエクスポージャーはヘッジデリバティブによって相殺されている。

## 評価プロセス

当社は、公正価値の階層内でレベル3に分類される金融商品を含む、本中間財務書類上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適正性を確保するため、金融商品のリスクを負うトレーディング部門から独立した組織として、公正価値測定の裁定または検証を行うための管理機能および支援機能を有する野村グループのガバナンス・フレームワークの中に全面的に統合されている。

評価方針および手続の定義、実行および管理している野村グループ内の部署は、以下のとおりである。

- ・ 野村グループの財務部門内のプロダクト・コントロール・バリュエーション・グループ（以下「PCVG」という。）が、一義的には公正価値測定の決定に関して、評価方針および手続の決定、履行について責任を有している。特に当該グループが、各タイプ別の金融商品に対する評価方針の文書化を担当している。野村グループのトレーディング部門が当社の金融商品の価格を付ける責任を負う一方で、PCVGは独立した立場でその価格の検証および認証を行う責任を負う。意見の相違が生じた場合や公正価値の見積もりに判断が必要な場合には、本中間財務書類に計上される公正価値は、トレーディング部門から独立したシニア・マネジメントによって評価される。PCVGはプロダクト・コントロールのグローバルヘッド、そして最終的に野村グループのCF0に報告を行っている。
- ・ 野村グループの財務部門内のアカウントティング・ポリシー・グループは、公正価値の決定に関連した意見書も含め、グループの会計方針と手続を定めている。このグループは、アカウントティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的に野村グループのCF0に報告を行っている。

- ・ 野村グループのリスク・マネジメント部門内のグローバル・モデル・バリデーショングループ（以下「MVG」という。）は、公正価値測定を行うモデルの設計や開発を行う部署とは独立した立場で、当該モデルの適正性および一貫性を確認している。MVGはチーフ・リスク・オフィサーに報告を行っている。



## 独立した価格評価の検証プロセス

独立した価格評価の検証プロセス (Independent Price Verification Processes、以下「IPVプロセス」という。)における主要な目的は、野村グループのすべての金融商品に適用されている公正価値測定の適正性を検証することである。このプロセスでは、可能な限り観察可能なデータを用いており、観察不能なデータを必要とする場合には、適用する評価手法およびデータの適正性、合理性および整合性の確保を行っている。

IPVプロセスは、定期的に外部の水準に対するすべてのポジションの公正価値を検証しようとするものである。このプロセスには、取引状況、指標、価格などのデータを内部および外部のデータソースから取得し、ポジションを外部価格に置き換えた場合の影響を調査することを含む。また、担保の受渡しプロセスにおいて、取引の評価に差異があり、担保金額の公正価値評価に差異がある場合、適正な公正価値を確定するためにその差異を調査している。

ブローカー、ディーラーあるいはコンセンサス・プライシング・サービスに基づいた外部の価格情報をIPVプロセスの一部として使用する場合、その情報が直近の市場の実勢取引を反映しているか、またはその価格で商品自体ないし類似の金融商品の取引の執行が現在可能かについて検討を行う。そのような取引や価格の情報がない場合、当該金融商品は通常レベル3に分類される。

公正価値測定のためのインプットについて観察可能な市場情報が欠如している場合、PCVGおよびMVGは比較可能な商品、サーフェス、カーブおよび過去の取引を含めた利用可能な情報を考慮し、データの妥当性を評価する。追加調整は、相関係数等のデータが不確実な場合、もしくはトレーディング・デスクが市場水準の確認のため取引を行った場合などに行われる。

### 有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する定量的情報

下記の表は、レベル3金融商品に使用される有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する情報を示している。これらの金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル2に使用される観察可能な評価インプットも含んでいる。

下記の表は、レベル3の金融資産および金融負債の公正価値測定に使用されている評価手法とインプットを示したものである。

2017年9月30日現在の 公正価値					
単位：百万円					
	金融資産	金融負債	評価手法	有意な観察不能なインプット	インプットの評価範囲 <sup>(1)</sup>
外国為替関連デリバティブ	2,422	2,422	将来キャッシュフローの割引現在価値 (「DCF」) / オプションモデル	ボラティリティ	14.66-15.30%

金利関連デリバティブ	31,723	31,620	DCF / オプション モデル	金利 ボラティリティ [%] ボラティリティ [bp] 相関係数 (-1.0 to 1.0)	0.12-3.31% 11.67-15.31% 36.14-67.36 -0.25-0.98
株式関連デリバティブ	4,980	4,980	DCF / オプション モデル	配当利回り ボラティリティ [%] 相関係数 (-1.0 to 1.0)	0.00-5.52% 5.85-49.03% -0.73-0.95
クレジット・デリバティブ	12	12	DCF	クレジット スプレッド リカバリー レート	0.11-0.98% 35.00-35.00%
純損益を通じて公正価値で 測定される金融商品に指定 された金融負債	-	22,368	DCF / オプション モデル	金利 ボラティリティ [%] ボラティリティ [bp] 相関係数 (-1.0 to 1.0)	0.13-3.06% 11.67-15.30% 36.14-62.05 0.35-0.88
<b>合計</b>	<b>39,137</b>	<b>61,402</b>			

## 2017年3月31日現在の

## 公正価値

単位：百万円

	金融資産	金融負債	評価手法	有意な観察不能 なインプット	インプットの 評価範囲(1)
外国為替関連デリバティブ	1,389	1,389	DCF / オプション モデル	ボラティリティ	15.01-15.63%
金利関連デリバティブ	37,892	38,390	DCF / オプション モデル	金利 ボラティリティ [%] ボラティリティ [bp] 相関係数 (-1.0 to 1.0)	0.13-3.04% 12.42-15.63% 38.44-61.47 -0.51-0.98
株式関連デリバティブ	4,460	4,460	DCF / オプション モデル	配当利回り ボラティリティ [%] 相関係数 (-1.0 to 1.0)	0.00-5.31% 7.90-61.08% -0.76-0.96

クレジット・デリバティブ	1	1	DCF	クレジット スプレッド リカバリー レート	0.15-0.85%
純損益を通じて公正価値で 測定される金融商品に指定 された金融負債	-	47,293	DCF / オプション モデル	金利 ボラティリティ [%] ボラティリティ [bp] 相関係数 (-1.0 to 1.0)	0.13-3.04% 12.42-15.61% 38.44-61.47 0.35-0.88
<b>合計</b>	<b>43,742</b>	<b>91,533</b>			

(1) 範囲に関する情報はパーセンテージおよび係数で示され、各種金融商品を評価するために使用される有意な観察不能な評価インプットの最高値と最低値を示している。その範囲に大きな差があることは、必ずしも評価インプットに不確実性または主観性が拡大していることを意味しておらず、主として当該金融商品そのものの特徴が異なることによる。

### 観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度

レベル3に分類される金融商品の評価が、一般市場心理、信用、金利、外国為替、相関係数のみならずさまざまな要因によって変動することを考慮すると、状況がさらに悪化した場合には現在の価値は引き続き減少する可能性がある。それとは逆に、状況が改善した場合には、レベル3のポートフォリオの価値の増加が見込まれることになる。ただし、経営者はレベル3に分類される金融商品の公正価値の純額に重大な影響を及ぼすことは予期していない。

当社はミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ取引を行っているため、レベル3のポートフォリオの価値の増減は、当社の損益に重大な影響を及ぼすものではない。デリバティブヘッジ取引は、負債性金融商品に組み込まれたデリバティブから生じるポジションを相殺し、当該金融商品に関連する観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度を限定的なものとしている。

上記の表に記載されている各金融商品の種類に対し、当社が使用する有意な観察不能なインプットや仮定の変化が当該金融商品の公正価値の決定に影響を及ぼすことがある。観察不能なインプットとそのインプット間の相関関係の変動に対するレベル3の公正価値測定の感応度は以下のとおりである。

**デリバティブ** - デリバティブの原資産から生じるリスクに関して当社のポジションがロングであれば、金利や信用スプレッドのようなデリバティブの原資産の個別の要素の大幅な上昇（低下）や、配当利回りの大幅な低下（上昇）によって、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになる。デリバティブの原資産から生じるリスクに関して当社のポジションがショートである場合には、この変動による影響は当社が報告する公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになると思われる。

オプション価値やリカバリーレートや相関係数に関して当社のポジションがロングであり、ボラティリティやリカバリーレートや相関係数が大幅に上昇（低下）した場合には、通常、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになる。当社のオプション価値やリカバリーレートや相関係数のポジションがショートである場合には、これらの変動の影響は公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになると思われる。

**純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債** - 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債にデリバティブが組み込まれている場合、その組込デリバティブは投資家への単純な固定または変動金利のリターンを、株価もしくは株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数に応じたリターンに変換する特徴をもっている。

デリバティブ金融商品がこのような純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の変動を相殺するリスク管理目的で保有されていることを考慮すると、観察不能なインプットの変動に対する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値の感応度はデリバティブのものとは反対の方向になると予想される。

レベル3金融商品の有意な観察不能なインプット間には、予測可能な相関はない。

## 初日利益および損失

金融商品の公正価値は、通常は取引価格（すなわち支払対価または受取対価の公正価値）である。ただし場合によっては、当初の公正価値は、観察可能な市場データのみを用いる価格算定モデルか、条件変更やパッケージがされていない同一金融商品の観察可能な市場取引に基づいている。このような評価手法が使用された場合は、観察可能なインプットにより公正価値が算定されるため、公正価値と取引価格との差額は、当初、中間包括利益計算書で認識されている。

有意な観察不能なパラメーターを用いる評価手法が、当初の公正価値の算定に使用されることもある。この状況では、取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または当該金融商品の認識が中止された時点で、中間包括利益計算書で認識されている。

有意な観察不能なパラメーターを用いる評価手法により算定されたことから生じる利益または損失は、当該パラメーターが観察可能になるまで、あるいは当該金融商品の認識が中止されるまで、契約期間にわたって繰り延べられる。一方で、当初認識後の公正価値の変動は損益として認識される。こうした金融商品から生じている損益として認識されていない公正価値の合計額は、当中間期末日現在には、586百万円の利益（前事業年度末日現在：1,264百万円の利益）となった。

	2017年9月30日	2017年3月31日
	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	1,264	710
新規取引	29	908
当年度中に純損益に認識された金額	(707)	(354)
期末残高	586	1,264

## 15. 金融資産と金融負債の相殺

下記の表は、マスターネットティング契約や同種の契約の対象となる金融資産および金融負債の概要を示したものである。

	2017年9月現在					
	単位：百万円					
	認識されている金融資産/負債の総額 <sup>(1)</sup>	財政状態計算書上相殺されている総額	財政状態計算書上に計上されている金額	財政状態計算書上相殺されていない関連金額		
			金融商品 <sup>(2)</sup>	担保金 <sup>(3)</sup>	純額	
デリバティブ金融						
資産	100,417	-	100,417	(75,928)	(1,422)	23,067
関係会社への貸付金	75,574	-	75,574	-	-	75,574
その他の資産	3,980	-	3,980	(2,003)	-	1,977
<b>金融資産合計</b>	<b>179,971</b>	<b>-</b>	<b>179,971</b>	<b>(77,931)</b>	<b>(1,422)</b>	<b>100,618</b>

デリバティブ金融						
負債	79,812	-	79,812	(77,931)	(1,881)	-
<b>金融負債合計</b>	<b>79,812</b>	<b>-</b>	<b>79,812</b>	<b>(77,931)</b>	<b>(1,881)</b>	<b>-</b>

## 2017年3月現在

単位：百万円

	認識されている金融資産/負債の総額 <sup>(1)</sup>	財政状態計算書上相殺されている総額	財政状態計算書上に計上されている金額	財政状態計算書上相殺されていない関連金額		
				金融商品 <sup>(2)</sup>	担保金 <sup>(3)</sup>	純額
デリバティブ金融						
資産	68,683	-	68,683	(65,734)	(2,010)	939
関係会社への貸付金	358,292	-	358,292	-	-	358,292
その他の資産	7,710	-	7,710	(7,515)	-	195
<b>金融資産合計</b>	<b>434,685</b>	<b>-</b>	<b>434,685</b>	<b>(73,249)</b>	<b>(2,010)</b>	<b>359,426</b>
デリバティブ金融						
負債	97,232	-	97,232	(73,249)	(23,882)	101
<b>金融負債合計</b>	<b>97,232</b>	<b>-</b>	<b>97,232</b>	<b>(73,249)</b>	<b>(23,882)</b>	<b>101</b>

(1) 区分処理された組込デリバティブは除外されている。

(2) これらは、貸借対照表上は相殺が認められていないが、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有している金額を表している。

(3) デリバティブのプラス時価に対して受け入れた担保金および、デリバティブのマイナスの時価に対して差し入れた担保金は、それぞれ他の負債およびその他の資産に計上されている。

当社はすべてのデリバティブ取引相手との間で、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有することになるISDAのマスター契約を締結している。また当社は、取引相手方のうちの1社との間でマスターネットリング契約を締結したことにより、オンバランスシート取引およびオフバランスシート取引双方に関し、当該取引相手方の債務不履行時、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を有している。これらの契約によれば、同一の取引相手との間の同一の原契約に関するグロスエクスポージャーに対し、その信用エクスポージャーを削減することになる。

ネットリング契約は、通常、取引当事者同士で合意された原則的な条件を取り決めているマスターネットリング契約を指す。マスターネットリング契約では、ネットリング額の算定原則、担保の種類、債務不履行や他の倒産事由の定義、債務不履行の際の損害額や必要となる文書等に関して取り決められている。また、マスターネットリング契約は、取引当事者間における取引のすべてもしくはできる限り多くの取引を契約下にすべく条件が定められている。こうして個々の取引はマスターネットリング契約下における取引となり、取引当事者同士が互いに営業活動を行う際、この契約が単一の基本契約となる。このようにして信用リスクを低減させることに加え、相殺条項を定めた単一契約の下で個別取引を行うことにより、複数の法域または複数の契約にまたがる取引の決済リスクを低減することもできる。

## 16. 関連当事者

本中間財務書類の他の箇所で開示されているように、当社が当中間期中に関連当事者との間で行った重要な取引は以下のとおりである。

### a. 親会社との取引

- 当社はNHIとの間で金銭消費貸借契約を締結しており、当中間期の受取利息は4,598百万円であった（前年同期：4,659百万円、前事業年度：8,605百万円）。当中間期末日現在、NHI向けの貸付金残高

は1,379,300百万円（前事業年度末日現在：699,300百万円）であり、残高はすべて無担保である。当中間期、前年同期および前事業年度において、NHIへの貸付金に関する減損は認識されていない。

- ・ 当社は、当社の社債に対する保証人の1社であるNHIとディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて手数料を支払うことに合意している。当中間期に364百万円の保証料が支払手数料等に計上されている（前年同期：340百万円、前事業年度：700百万円）。当中間期末日現在、NHIへの未払保証料は364百万円（前事業年度末日現在：700百万円）である。
- ・ オランダの国内事前確認制度（前事業年度の年次財務書類の注記10を参照のこと。）に基づいて、当社はNHIに対し調整額を支払うことに合意した。その結果、調整額の3,979百万円（前年同期：2,875百万円、前事業年度：6,898百万円）は当中間期の一般管理費に計上されている。当中間期末日現在、5,027百万円（前事業年度末日現在：1,048百万円）はその他の負債に未払計上されている。
- ・ 当中間期に、NHIの人員によるサポートに関するサービス費用は、213百万円（前年同期：16百万円、前事業年度：43百万円）であった。この費用は中間包括利益計算書の中の一般管理費に計上されている。当中間期末日現在、NHIへの未払金は208百万円（前事業年度末日現在：31百万円）である。

## b. 執行取締役との取引

当中間期末日現在、当社の執行取締役は2名であり、野村グループ内から派遣されている。当中間期において、当社が負担した当該執行取締役への報酬はなかった（前年同期：なし、前事業年度：なし）。

## c. その他の関連当事者との取引

- ・ 当社は他の関連当事者との間で金銭消費貸借契約を締結しており、当中間期の受取利息は9,462百万円（前年同期：7,231百万円、前事業年度：17,365百万円）であった。残高はすべて無担保である。当中間期、前年同期および前事業年度において、関係会社への貸付金に関する減損は認識されていない。
- ・ 当社は他の関連当事者との間で金銭消費貸借契約を締結している。かかる契約に関する当中間期の支払利息は4,403百万円（前年同期：3,143百万円、前事業年度：7,171百万円）であった。
- ・ 当社はISDA制定のマスター契約書に基づいて、他の関連当事者とデリバティブ契約を締結している。当中間期末日現在、他の関連当事者との間のデリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債の残高は、それぞれ100,417百万円および79,812百万円（前事業年度末日現在：デリバティブ金融資産68,368百万円、デリバティブ金融負債96,917百万円）である。
- ・ 当中間期末日現在、流動性対策やマーケット・メーカー業務の一環として、野村グループで保有している当社の社債の発行残高は10,608百万円（前事業年度末日現在：13,554百万円）であり、そのうちの8,775百万円（前事業年度末日現在：11,459百万円）は社債およびその他の借入金に分類されており、1,833百万円（前事業年度末日現在：2,095百万円）は純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に分類されている。
- ・ 当社は、当社の社債の保証人である野村グループの関連当事者1社とディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて、保証料を支払うことに同意している。当中間期には、4百万円の保証料が支払手数料等に計上されている（前年同期：5百万円、前事業年度：10百万円）。当中間期末日現在、未払保証料の残高は4百万円（前事業年度末日現在：10百万円）である。
- ・ 当社は、当中間期において、一部の関連当事者の人員によるサポートに係るサービスフィーを61百万円支払っており、中間包括利益計算書の中の一般管理費に計上されている（前年同期：35百万円、前事業年度：85百万円）。
- ・ 当社は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に分類される社債を含め、当社が発行するすべての社債の引受を行う野村グループの関連当事者の1社との間でディーラー契約を締結した。当社はその他の関連当事者との間でデリバティブ取引を締結することにより、当該社債の仕組物としての特性を経済的にヘッジしている。当該社債から生じる損益は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失で認識され、デリバティブ取引から生じる損益は、純トレーディング利益で認識されている。

- ・ 当社は、デリバティブの取引相手方に対して、デリバティブ取引に関連した担保金を差し入れており、また、デリバティブの取引相手から、デリバティブ取引に関連した担保金を受け入れており、利息が発生している（注記8および注記12を参照のこと。）。

## 17. 後発事象

報告日現在、当中間期の後に、本中間財務書類の注記の修正もしくは注記における開示が必要となるような事象は生じていない。

## 2【その他】

### (1) 後発事象

当社が2017年10月1日から2017年11月30日までの間にユーロ・ノート・プログラム（「第3 事業の状況 - 5 経営上の重要な契約等」を参照のこと。）に基づいて発行した社債残高は、円貨建債計50,843百万円、ブラジル・リアル建債計33百万ブラジル・リアル、インド・ルピー建債計320百万インド・ルピー、米ドル建債計85.78百万米ドル、豪ドル建債計6.06百万豪ドル、南アフリカ・ランド建債計90百万南アフリカ・ランド、トルコ・リラ建債計1,091百万トルコ・リラ、メキシコ・ペソ建債計50百万メキシコ・ペソとなっている。

### (2) 訴訟

重要な訴訟等はない。

### (3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違

本書記載の中間財務書類は、IFRSに準拠して作成されているが、これらは日本における会計処理の原則および手続ならびに中間財務書類の表示方法（以下「日本の会計原則」という。）と以下の重要な分野で相違している。

#### 1．公正価値評価

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）は公正価値で測定し、公正価値の変動を包括利益計算書で認識する。評価モデルへのインプットが市場で観察不能な場合、その取引に係る当初の認識は、一般に公正価値の最良の指標となる取引価格で行う。取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または金融商品の認識が中止された時点で認識される。

日本の会計原則では、トレーディング目的の金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。なお、IFRSのような取引の当初損益を規定する基準はない。

#### 2．複合金融商品

IAS第39号では、組込デリバティブは以下の全ての条件を満たしたとき、区分処理が必要となる。

- ・組込デリバティブの経済的特性やリスクが主契約のそれらと密接に関連していない。
- ・それが同一条件の独立の金融商品ならばデリバティブの要件を充足する。
- ・デリバティブが組み込まれた複合金融商品が、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品として分類されていない。

一方、日本の会計原則では、以下の全ての要件を満たす複合金融商品については、組込デリバティブを組込対象である金融資産または金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。

- ・組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があること。
- ・組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと。
- ・当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと。

#### 3．公正価値オプション

IAS第39号では、トレーディング目的保有以外に一定の要件を満たす場合には、金融資産および金融負債について公正価値オプションを適用し、当該金融資産および金融負債を毎期、公正価値で評価し、評価差額を純損益で認識することが認められる。



一方、日本の会計原則では、公正価値オプションは認められていない。

#### 4. 金融商品の開示

IFRS第13号では、金融商品の種類ごとに公正価値測定に用いられたインプットの源泉別ごとに3つのレベルの階層に従って、公正価値測定額について開示することが求められている。

一方、日本の会計原則では、公正価値の階層の開示は求められていない。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項なし。

## 第8【提出会社の参考情報】

平成29年4月1日以降、本書提出日までの間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成29年4月28日 平成29年2月3日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成29年6月27日 平成29年2月3日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書およびその添付書類  
平成29年7月21日 関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号）
- (4) 訂正発行登録書  
平成29年7月21日 平成27年8月18日提出の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成29年7月24日 平成29年2月3日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成29年7月31日 平成29年2月3日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (7) 有価証券報告書およびその添付書類  
平成29年8月14日 関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類  
平成29年8月15日 平成29年2月3日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (9) 発行登録書およびその添付書類  
平成29年8月28日 関東財務局長に提出
- (10) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成29年10月31日 平成29年2月3日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (11) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成29年11月15日 平成29年2月3日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (12) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成29年11月20日 平成29年2月3日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

## 第1【保証会社情報】

## 1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	売出券面額の 総額又は振替 社債の総額	償 還 額	2017年9月30日 現在の未償還額	上 場
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社小松製作所(証券コード:6301)	2012年5月29日	2億6,600万円	2億6,600万円	0円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年9月満期 米ドル建変動利付社債	2013年9月12日	2,930万米ドル	0米ドル	2,930万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 米ドル建固定利付社債	2013年10月23日	5,340万米ドル	0米ドル	5,340万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 米ドル建変動利付社債	2013年10月23日	5,557万米ドル	0米ドル	5,557万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年12月満期 米ドル建固定利付社債	2013年12月19日	1,700万米ドル	0米ドル	1,700万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年12月満期 米ドル建変動利付社債	2013年12月19日	852万4,000米ドル	0米ドル	852万4,000米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年1月満期 米ドル建社債	2014年1月27日	5,900万米ドル	0米ドル	5,900万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年3月満期 利率ステップアップ型円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)(5年債)	2014年3月17日	45億円	45億円	0円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年6月満期 ETF交換権付与型豪ドル建社債 対象証券: NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード:1591)	2014年6月18日	3,267万豪ドル	0豪ドル	3,267万豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年7月満期 利率ステップアップ型円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2014年7月22日	33億2,000万円	0円	33億2,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年9月満期 利率ステップアップ型円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2014年9月16日	74億6,000万円	1億5,400万円	73億600万円	該当事項なし

野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年12月満期 利率ステップアップ型 円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債 (任意繰上償還条項付)	2014年12月15日	25億3,000万円	0円	25億3,000万円	該当事項なし
----------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	------------	----	------------	--------

## 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

保証会社である野村ホールディングスは、継続開示会社である。

### (1)【保証会社が提出した書類】

#### 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

有価証券報告書

事業年度（第113期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

平成29年6月26日 関東財務局長に提出

四半期報告書

事業年度（第114期第2四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）

平成29年11月14日 関東財務局長に提出

#### 【臨時報告書】

平成29年10月27日 関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2）

#### 【訂正報告書】

訂正報告書（上記の平成29年10月27日付の臨時報告書の訂正報告書）を平成29年11月17日に関東財務局長に提出

### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

## 3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

## 第2【保証会社以外の会社の情報】

### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年6月満期 E T F 交換権付与型 豪ドル建社債 対象証券：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード：1591)

#### (1) 発行日

2014年6月18日

#### (2) 売出金額

3,267万豪ドル

#### (3) 上場金融商品取引所名または登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

## (4) 償還対象受益権の発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社  
東京都中央区日本橋一丁目12番1号

## (5) 理 由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がロックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権であるNEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

## (6) 償還対象受益権についての詳細

種類： 証券投資信託の受益権  
受益権残存口数： 35,133,217口（平成29年10月7日現在）  
上場金融商品取引所： 株式会社東京証券取引所

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

以下の書類は、平成29年12月18日までに関東財務局に提出され、かつ、EDINETを通じて閲覧が可能であった書類である。

1. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年6月満期 E T F 交換権付与型 豪ドル建社債 対象証券：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード：1591)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信）  
の情報

## (1) 償還対象受益権に関して当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類  
（第8期）（自 平成29年4月8日 至 平成29年10月7日）  
平成29年12月20日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書  
該当事項なし。

臨時報告書  
該当事項なし。

訂正報告書  
該当事項なし。

## (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
野村アセットマネジメント株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

## 第3【指数等の情報】

### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスおよび韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

#### 1 理由

##### (1) 当社の発行している有価証券

( ) NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN

( ) NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN

( ) NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN

( ) NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

#### 2 内容

##### ハンセン指数

ハンセン指数は、香港取引所上場の浮動株に基づく時価総額加重平均指数である。指数構成銘柄は、ハンセン商工業株指数、ハンセン金融株指数、ハンセン公益事業株指数およびハンセン不動産株指数という4つの業種別指数に分かれており、1964年7月31日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出される。一方、トータルリターンハンセン指数（配当込指数）は、1990年1月2日の指数値を2,838.07ポイントとして計算されている。

##### 韓国総合株価指数200

韓国総合株価指数200は、韓国証券取引所上場の主要200銘柄からなる時価総額加重平均指数である。1990年1月3日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出される。

##### 韓国総合株価指数200（先物）

韓国総合株価指数200（先物）は、韓国総合株価指数200先物市場に上場している直近限月の価格の値動きに連動した指数である。2007年1月2日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。

（ ロール時は直近限月と翌限月を加重平均、またロールオーバーコスト込み指数である。）

##### ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス、韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス

ハンセン指数・レバレッジインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数の騰落率の2倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を14,944.77ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・ショートインデックスは、日々の騰落率をトータルリターンハンセン指数（配当込指数）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を26,650.28ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200の騰落率の2倍として計算された指数で、2010年2月22日の指数値を217.81ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200（先物）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年9月16日の指数値を1,062.83ポイントとして計算されている。

#### ハンセン指数・レバレッジインデックスの計算方法

$$HSILI(T) = HSILI(T-1) \times [1 + \{K \times (HSI(T)/HSI(T-1) - 1) - (K-1) \times (HIBOR/365) \times D(T,T-1) - K \times (K-1) \times |(HSI(T)/HSI(T-1) - 1)| \times Stamp\ Duty\} ]$$

HSILI(T)：指数計算時点(T)におけるハンセン指数・レバレッジインデックス値

HSILI(T-1)：指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・レバレッジインデックス終値

K：2

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

HIBOR：前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（%年率）

HSI(T)：現在のハンセン指数値

HSI(T-1)：前日のハンセン指数値

Stamp Duty：印紙税率

ハンセン指数・レバレッジインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

#### ハンセン指数・ショートインデックスの計算方法

$$HSISI(T) = HSISI(T-1) \times [1 + \{-K \times (TRHSI(T)/TRHSI(T-1) - 1) + (K+1) \times (HIBOR/365) \times D(T,T-1) - K \times (K+1) \times |(TRHSI(T)/TRHSI(T-1) - 1)| \times Stamp\ Duty\} ]$$

HSISI(T)：指数計算時点(T)におけるハンセン指数・ショートインデックス値

HSISI(T-1)：指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・ショートインデックス終値

K：1

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

HIBOR：前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（%年率）

TRHSI(T)：現在のトータルリターンハンセン指数値（配当込指数値）

TRHSI(T-1)：前日のトータルリターンハンセン指数値（配当込指数値）

Stamp Duty：印紙税率

ハンセン指数・ショートインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

#### 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの計算方法

$$L(T) = L(T-1) \times [1 + \{K \times (F(T)/F(T-1) - 1) - (K-1) \times (r/365) \times D(T,T-1)\} ]$$

L(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

L(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

K：2

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

r：91日満期CDの金利（%年率）

F(T)：現在の韓国総合株価指数200指数値

F(T-1)：前日の韓国総合株価指数200指数終値



**韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの計算方法**

$$I(T) = I(T-1) \times [1 + \{-K \times (F(T)/F(T-1) - 1) + (K \times 0.85) \times (r/365) \times D(T,T-1)\}]$$

I(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

I(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

K：1

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

r：91日満期CDの金利（% 年率）

F(T)：現在の韓国総合株価指数200（先物）指数値

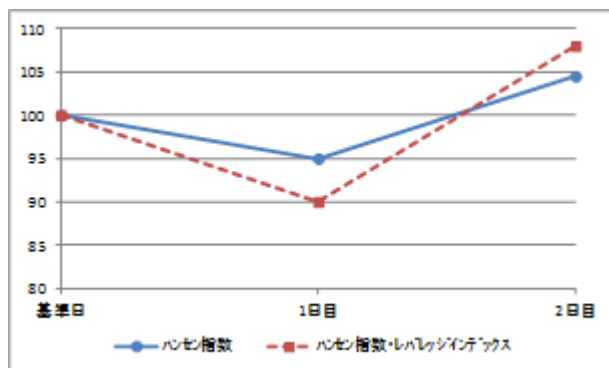
F(T-1)：前日の韓国総合株価指数200（先物）指数終値

**レバレッジ指数の値動きについて**

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

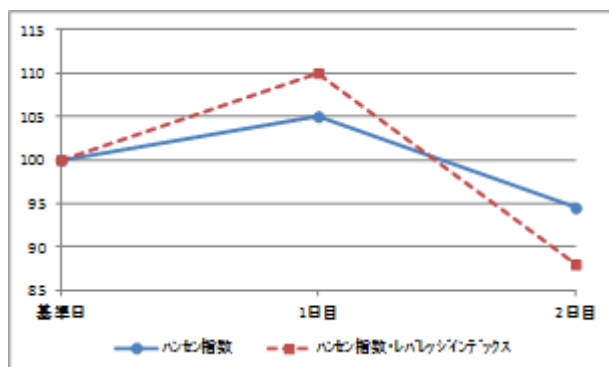
## &lt; 1 &gt; ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ハンセン指数	-5%	10%		ハンセン指数	-5%	<b>4.5%</b>
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	<b>8%</b>



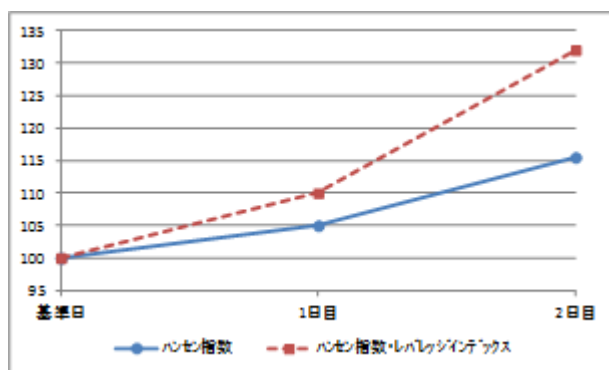
## &lt; 2 &gt; ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ハンセン指数	5%	-10%		ハンセン指数	5%	<b>-5.5%</b>
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	<b>-12%</b>



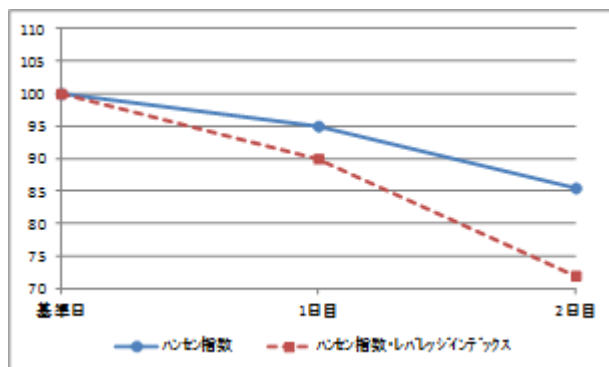
## &lt; 3 &gt; ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ハンセン指数	5%	10%		ハンセン指数	5%	<b>15.5%</b>
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	<b>32%</b>



## &lt; 4 &gt; ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
ハンセン指数	-5%	-10%	ハンセン指数	-5%	<b>-14.5%</b>
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	-20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	<b>-28%</b>



これらの例示は、ハンセン指数の値動きとハンセン指数・レバレッジインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

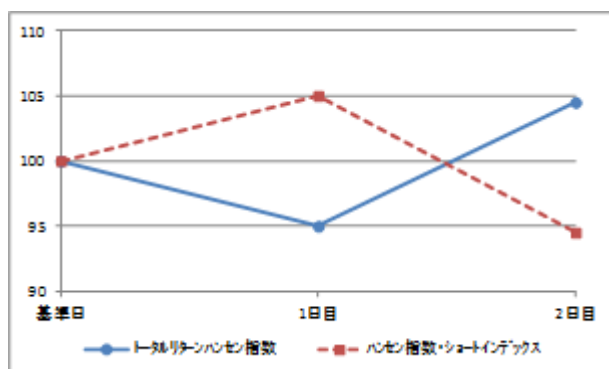
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

## インバース（ショート）指数の値動きについて

インバース（ショート）指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の - 1（マイナス 1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース（ショート）指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1 倍」とならないので、十分留意すべきである。

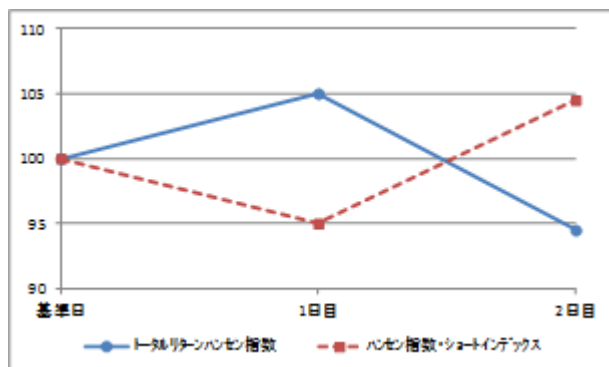
## &lt; 5 &gt; トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
トータルリターンハンセン指数	-5%	10%	トータルリターンハンセン指数	-5%	<b>4.5%</b>
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-10%	ハンセン指数・ショートインデックス	5%	<b>-5.5%</b>



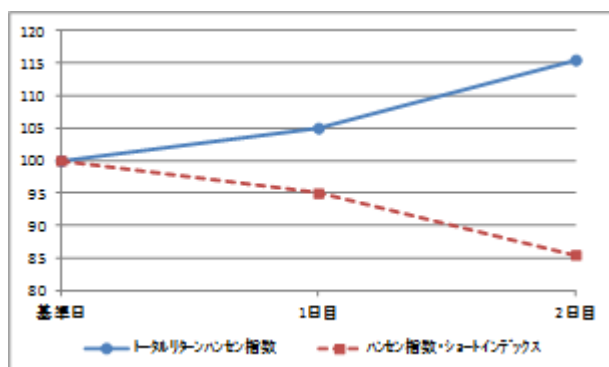
## &lt; 6 &gt; トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
トータルリターンハンセン指数	5%	-10%	トータルリターンハンセン指数	5%	<b>-5.5%</b>
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	10%	ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	<b>4.5%</b>



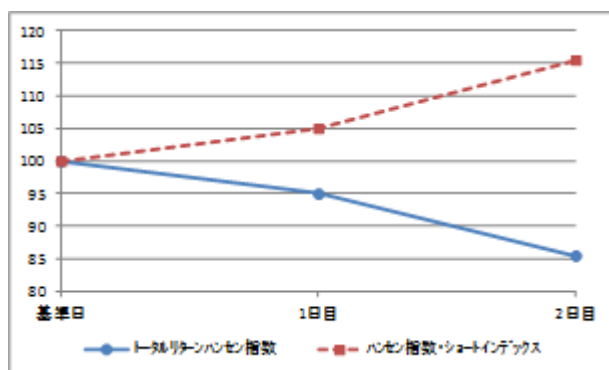
## &lt; 7 &gt; トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
トータルリターンハンセン指数	5%	10%	トータルリターンハンセン指数	5%	<b>15.5%</b>
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	-10%	ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	<b>-14.5%</b>



## &lt; 8 &gt; トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
トータルリターンハンセン指数	-5%	-10%	トータルリターンハンセン指数	-5%	<b>-14.5%</b>
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	10%	ハンセン指数・ショートインデックス	5%	<b>15.5%</b>



これらの例示は、トータルリターンハンセン指数（配当込指数）の値動きとハンセン指数・ショートインデックスの値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油レバレッジ指数、日経・東商取原油インバース指数および日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

- ( ) NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ダブル・ブル ETN
- ( ) NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ベア ETN
- ( ) NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ダブル・ブル ETN
- ( ) NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ベア ETN
- ( ) NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### 日経・東商取金指数

### 日経・東商取原油指数

日経・東商取金指数と日経・東商取原油指数は、日経・東商取サブ商品指数（ 1 ）として、算出される指数である。

日経・東商取金指数の構成銘柄は金のみ、また日経・東商取原油指数の構成銘柄は原油のみであり、「中心限月を対象限月とする」、「月初第5取引日から第9取引日までの5取引日間で5分の1ずつ5番限月から6番限月へ限月切り替えを行う（ただし、貴金属市場およびアルミニウム市場の偶数限月の商品については、奇数月のみ限月の切り替えを行う。）」指数である。

日経・東商取サブ商品指数は、帳入値段にて、1日1回算出・公表される。

1. 日経・東商取サブ商品指数とは、市場ごとまたは商品ごとのベンチマークとなることを目指し、基本的に日経・東商取商品指数（Nikkei-TOCOM Commodity Index）（ 2 ）と同様の計算方法に基づく指数である。

2. 「日経・東商取商品指数」は、2002年5月31日を基準日として（同日の帳入値段に基づく指数値を100.00とする）、構成銘柄ごとの配分比率に当該銘柄の価格騰落率を乗じ、それを全銘柄分合計して算出される。

「日経・東商取商品指数」は、当初「東京工業品取引所商品指数」として2006年7月24日より公表を開始し、その後、名称を2009年4月1日算出分から「日経・東工取商品指数」に変更し、2013年2月12日付で「日経・東商取商品指数」に変更したものである。

### 日経・東商取金レバレッジ指数

### 日経・東商取原油レバレッジ指数

日経・東商取金レバレッジ指数は、日経・東商取金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取原油レバレッジ指数は、日経・東商取原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取金レバレッジ指数および日経・東商取原油レバレッジ指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、東京商品取引所の日中立会終了後に算出される。

### 日経・東商取金インバース指数

#### 日経・東商取原油インバース指数

日経・東商取金インバース指数は、日経・東商取金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取原油インバース指数は、日経・東商取原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取金インバース指数および日経・東商取原油インバース指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、東京商品取引所の日中立会終了後に算出される。

### 日経・東商取レバレッジ指数（日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取原油レバレッジ指数）の計算方法

日経・東商取レバレッジ指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・東商取商品指数および各日経・東商取サブ商品指数のレバレッジ指数（日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取原油レバレッジ指数を含む）を総称して、「日経・東商取レバレッジ指数」という。）

$$\text{Lev. Index}_{t,d} = \text{Lev. Index}_{s,d-1} \times [1 + 2 \times \{(\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1\}]$$

ただし、

$\text{Lev. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・東商取レバレッジ指数

$\text{Lev. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・東商取レバレッジ指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$\text{Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値

### 日経・東商取インバース指数（日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油インバース指数）の計算方法

日経・東商取インバース指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・東商取商品指数および各日経・東商取サブ商品指数のインバース指数（日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油インバース指数を含む）を総称して、「日経・東商取インバース指数」という。）

$$\text{Inv. Index}_{t,d} = \text{Inv. Index}_{s,d-1} \times [1 - 1 \times \{(\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1\}]$$

ただし、

$\text{Inv. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・東商取インバース指数

$\text{Inv. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・東商取インバース指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

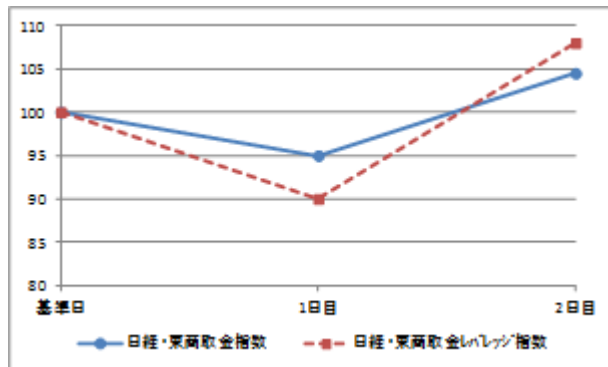
Index<sub>s, d-1</sub>: d-1日における帳入値段に基づく原指数値

### 日経・東商取レバレッジ指数の値動きについて

日経・東商取レバレッジ指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・東商取レバレッジ指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

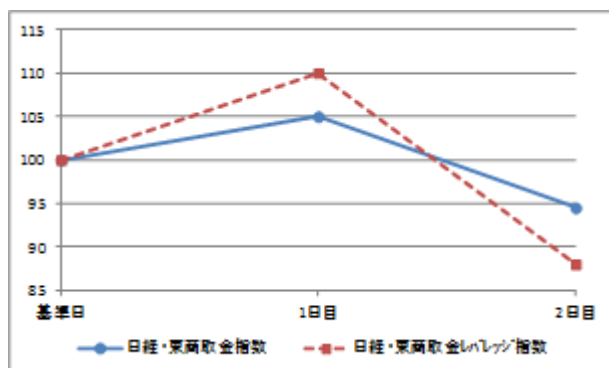
< 1 > 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
日経・東商取金指数	-5%	10%		日経・東商取金指数	-5%	<b>4.5%</b>
日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	20%		日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	<b>8%</b>



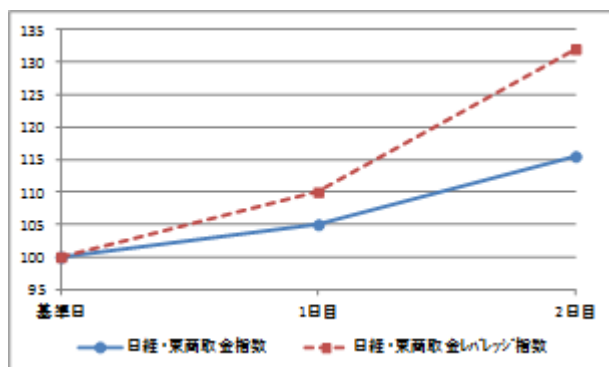
## &lt; 2 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き	
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	-10%		5%	<b>-5.5%</b>
日経・東商取金レバレッジ指数	10%	-20%		10%	<b>-12%</b>



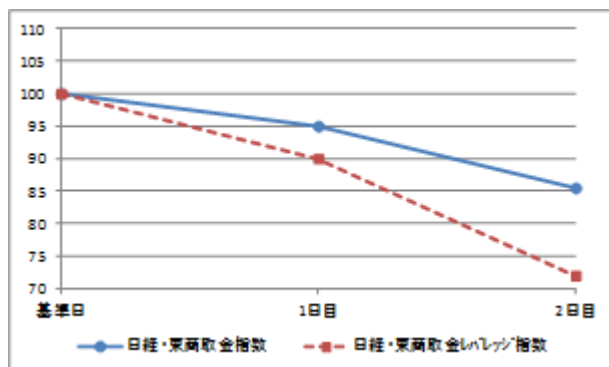
## &lt; 3 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き	
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	10%		5%	<b>15.5%</b>
日経・東商取金レバレッジ指数	10%	20%		10%	<b>32%</b>



## &lt; 4 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き	
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	-10%		-5%	<b>-14.5%</b>
日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	-20%		-10%	<b>-28%</b>



これらの例示は、日経・東商取金指数の値動きと日経・東商取金レバレッジ指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。  
 実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。



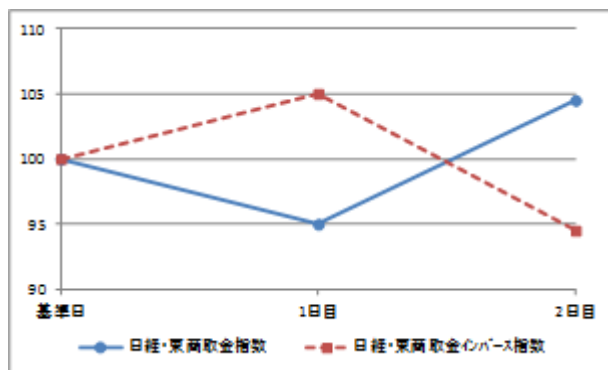
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

### 日経・東商取インバース指数の値動きについて

日経・東商取インバース指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の - 1 (マイナス1) 倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・東商取インバース指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

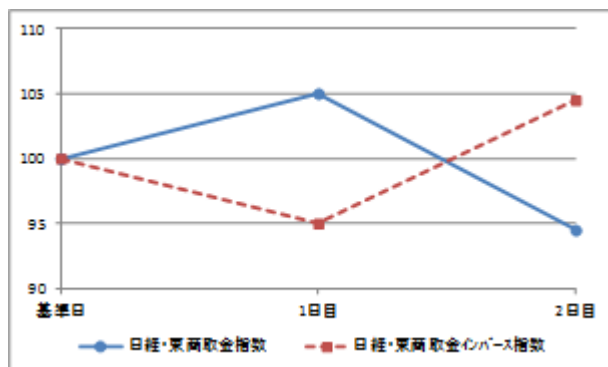
#### < 5 > 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	10%	日経・東商取金指数	-5%	<b>4.5%</b>
日経・東商取金インバース指数	5%	-10%	日経・東商取金インバース指数	5%	<b>-5.5%</b>



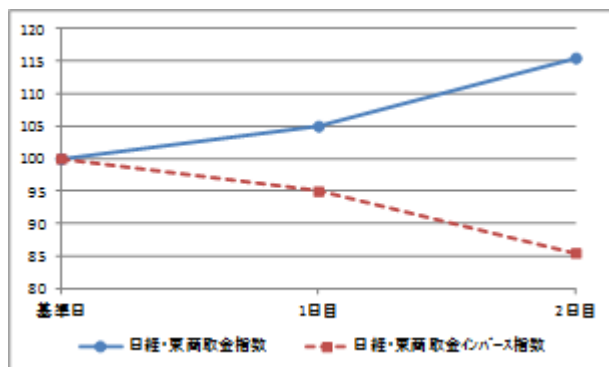
#### < 6 > 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	-10%	日経・東商取金指数	5%	<b>-5.5%</b>
日経・東商取金インバース指数	-5%	10%	日経・東商取金インバース指数	-5%	<b>4.5%</b>



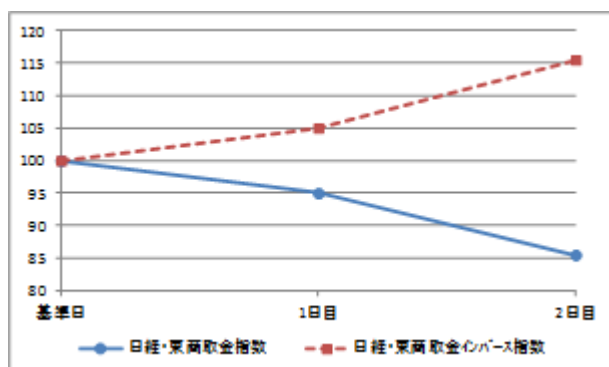
## &lt; 7 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	10%	日経・東商取金指数	5% <b>15.5%</b>
日経・東商取金インバース指数	-5%	-10%	日経・東商取金インバース指数	-5% <b>-14.5%</b>



## &lt; 8 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	-10%	日経・東商取金指数	-5% <b>-14.5%</b>
日経・東商取金インバース指数	5%	10%	日経・東商取金インバース指数	5% <b>15.5%</b>



これらの例示は、日経・東商取金指数の値動きと日経・東商取金インバース指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

### 日経平均株価

日経平均株価は東京証券取引所第一部に上場する225銘柄を選定し、その株価を使って算出される平均株価型の指数である。算出開始は1950年9月7日であり、値は戦後、東京証券取引所が再開した1949年5月16日まで遡及計算されている。当初は東京証券取引所が算出していたが、1970年以降は日本経済新聞社が算出している。

### 日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、大阪取引所の日経平均ボラティリティー・インデックス先物（日経平均VI先物）を対象にして、期近限月と期先限月のウエートを日々調整することで、仮想的に満期1ヶ月の日経平均VI先物を合成し、その合成した先物価格の日々の変動率に連動するように設計された指数である。（日経平均ボラティリティー・インデックスについては、後述する（ ）。）

・当日の指数値は、前日の指数値に対して、日経平均VI先物価格をもとに算出された変化率を乗じて計算される。

- ・算出に用いる先物価格は、大阪取引所の日経平均V先物取引における前日および当日の取引所公表値（終値または清算値）とする。
- ・対象となる先物の限月は、期近および期先の直近2限月で、取引最終日の翌営業日（通常はSQ日）から、それぞれ次の限月にロールして算出される。
- ・小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで算出される。単位はポイントとする。
- ・2012年2月27日の値を100,000とする。
- ・2012年12月3日から、1日1回終値ベースで算出・公表される。

日経平均ボラティリティー・インデックスは、投資家が日経平均株価の将来の変動をどのように想定しているかを表した指数である。指数値が高いほど、投資家が今後、相場が大きく変動すると見込んでいることを意味する。

（対象とする指数）

現在の市場で見込まれている日経平均株価（日経平均）の1ヶ月先の変動率を示す。

（算出方法）

大阪取引所に上場している日経平均先物および日経平均オプションの価格をもとに算出する。直近二限月のオプションのうち、直近限月の先物価格を基準としてOTM（アウト・オブ・ザ・マネー）となる行使価格のオプション価格をつかって、それぞれの限月のボラティリティーを求め、満期が30日になるように線形補間を行う。

（起点など）

算出開始は2010年11月19日（1989年6月11日まで遡及計算）。現在は大阪取引所の日経平均オプション取引の日中立会の時間帯に、15秒間隔で算出している。

### 日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の計算方法

以下の算式に従って算出される。

通常日の算式

$$\text{指数値 } t = \text{指数値 } t-1 \times [(F_{1,t} \times W_{1,t-1} + F_{2,t} \times W_{2,t-1}) / (F_{1,t-1} \times W_{1,t-1} + F_{2,t-1} \times W_{2,t-1})]$$

ロール日（SQ日）の算式（ 1 ）

$$\text{指数値 } t = \text{指数値 } t-1 \times (F_{1,t} / F_{2,t-1})$$

$W_{i,t}$ ： 時点  $t$  における第  $i$  限月の限月ウェイト

$F_{i,t}$ ： 時点  $t$  における第  $i$  限月の先物価格

（ 1 ）：なお、時点  $t$  がロール日の場合、時点  $t$  における期近限月（ $i=1$ ）は、時点  $t-1$ （取引最終日）における期先限月（ $i=2$ ）と同じ限月となることに注意する。

先物の価格

価格採用の優先順位は以下の通りである。

- 1．終値
- 2．清算値

限月ウェイトの算出

期近限月と期先限月の限月ウェイトは以下の通り算出される。

- 1．直前にロール（算出の対象となる限月のシフト、通常はSQ日に実施）した日の期近限月の残存日数（営業日ベース）を「対象日数」とする（ 2 ）。
- 2．当日の期近限月の残存日数（営業日ベース）から1を減じた値を「対象日数」で除した値（小数点以下第3位を切り捨てて第2位まで）を当日の期近限月の限月ウェイト（ 3 ）とする。
- 3．1から期近限月の限月ウェイトを減じた値を期先限月の限月ウェイトとする。

（ 2 ）：ロールから次のロールまでの間、「対象日数」は固定である。

（ 3 ）：取引最終日における期近限月の限月ウェイトは0となる。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ・プライスリターン)、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ・トータルリターン)および東証マザーズ指数(本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

( ) NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジ ETN

( ) NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジ ETN

( ) NEXT NOTES 東証マザーズ ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### **ダウ・ジョーンズ工業株価平均™ (Dow Jones Industrial Average™ - DJIA-)**

1896年に誕生したこの指数はダウ®の名称でも呼ばれており、米国を代表する優良企業30銘柄の株価加重指数である。この指数は、輸送株および公共株を除く全ての業種をカバーしている(輸送株および公共株については、ダウ・ジョーンズ 輸送株価平均™およびダウ・ジョーンズ 公共株価平均™でカバーされている)。銘柄選択は定量的なルールに従ったものではないが、採用銘柄は主として、企業の評判が高く、持続的な成長を達成し、多くの投資家が高い関心を示すものに限定されている。また、銘柄選択においては指数内で適切なセクター配分を維持できることも考慮されている。

### 指数の計算

この指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの全ての株価指数において使用される除数メソドロジーに従って計算される。

この指数が最初に構築されたときには、指数の価値は単純に構成銘柄の株価を合計し、構成銘柄の数で除することにより計算された。今日では、除数を調整することで、株式分割やその他の構成銘柄変更の影響を抑え、指数の連続性を維持している。

### 構成銘柄の選出方法

ウォール・ストリート・ジャーナルの編集担当者たちが、構成する銘柄を選出する。工業(industrial)という意味に対しては広範な考えを持ち、鉄道と公共事業以外の会社であれば、全ての会社が対象となる。(ダウ・ジョーンズ平均株価には工業株の他に鉄道株、公共株の指数がある。)ダウ平均に加える新しい企業の選出にあたっては膨大な数の企業の中から、企業の継続的な成長性や投資家たちの関心を考慮に入れて選出する。ただし、指数の連続性を維持するため、構成銘柄の変更は稀であり、通常は構成銘柄の企業のコア・ビジネスにおいて買収やその他の重大な変化があった場合に構成銘柄が変更される。そうしたイベントにより、一つの銘柄を入れ替える必要が生じた場合、指数全体が審査されて、その結果、いくつかの構成銘柄の変更が同時に行われることもある。

**ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)**

**ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)**

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)およびダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)では、標準的な方法を適用することにより、為替リスクのヘッジを行い、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に対するレバレッジもしくはインバース・エクスポージャーを提供する。

### 為替ヘッジ指数

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの標準為替ヘッジ指数は、1ヶ月ごとにロールオーバーされる先渡取引を利用し、期初におけるバランスをヘッジすることで計算される。ヘッジされる額は毎月調整される。

### 毎月の為替ヘッジ指数の計算

$m$  = 計算における月、0、1、2などの数字で示される。

$SPI\_EH_m$  =  $m$ 月の末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

$SPI\_EH_{m-1}$  = 前月( $m-1$ )末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

$SPI\_E_m$  =  $m$ 月の末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準(外貨建て)

$SPI\_E_{m-1}$  = 前月( $m-1$ )末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準(外貨建て)

$SPI\_EL_{m-1}$  = 前月( $m-1$ )末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準(現地通貨建て)

$HR_m$  =  $m$ 月におけるヘッジ・リターン(%)

$S_m$  =  $m$ 月の末における現地通貨に対する外貨のスポット・レート(FC/LC)

$F_m$  =  $m$ 月の末における現地通貨に対する外貨の先渡レート(FC/LC)

$m = 1$  の月の末において

$$SPI\_EH_1 = SPI\_EH_0 \times (SPI\_E_1 / SPI\_E_0 + HR_1)$$

$m$ 月の末において

$$SPI\_EH_m = SPI\_EH_{m-1} \times (SPI\_E_m / SPI\_E_{m-1} + HR_m)$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m-1} / F_{m-1}) - (S_{m-1} / S_m)$$

日次のリターンはスポット価格と先渡価格の間で内挿することにより計算される。

各 $m$ 月について、 $d=1,2,3,\dots,D$ の暦日がある。

$md$ は $m$ 月における $d$ 日であり、 $m0$ は $m-1$ 月における最終日である。

$F\_I_{md}$  =  $m$ 月の $d$ 日時点における内挿された先渡レート

$$F\_I_{md} = S_{md} + (D-d)/D \times (F_{md} - S_{md})$$

$m$ 月の $d$ 日において

$$SPI\_EH_{md} = SPI\_EH_{m0} \times (SPI\_E_{md} / SPI\_E_{m0} + HR_{md})$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m0} / F_{m0}) - (S_{m0} / F\_I_{md})$$

### レバレッジ指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのレバレッジ指数は、対象指数の複数倍のリターンを生み出すように設計されており、投資家はキャッシュ・ポジションを超えたエクスポージャーを得るために資金を借り入れる。アプローチとしては、まず対象指数を計算し、その次にレバレッジ指数の日次リターンを計算し、最後に、日次リターンにより前回の価値を増加させることにより、レバレッジ指数の現在の価値を計算する。

レバレッジ指数の日次リターンは2つの部分から構成される：(1) 対象指数のトータル・ポジションのリターンから、(2) レバレッジのための借入コストを減じる：

レバレッジ指数の数式は以下ようになる：

$$\text{レバレッジ指数のリターン} = K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利} / 360) \times D(t, t-1)$$

上記の式で、借入金利がレバレッジ指数に適用されている。これは、借入資金を表す。これを踏まえ、時間tにおけるレバレッジ指数価値は以下のように計算される：

$$\text{レバレッジ指数の価値}(t) = (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{レバレッジ指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下のようになる：

$$\begin{aligned} \text{レバレッジ指数の価値}(t) &= (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \\ &\times [1 + [K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利} / 360) \times D(t, t-1)]] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 2, \text{エクスポージャー} = 200\%$$

借入金利 = 3ヶ月円Libor(JY0003M)

Dt, t-1 = t と t-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIA2LJP)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(プライス・リターン、円ヘッジ)(DJIHJP)の2倍のレバレッジがかかっており、DJIA2LJPの数式は以下のようになる。

DJIA2LJP(t)=

$$\text{DJIA2LJP}(t-1) \times [1 + [2 \times [\text{DJIHJP}(t) / \text{DJIHJP}(t-1) - 1] - (2-1) \times [\text{JY0003M} / 360] \times D(t, t-1)]]$$

### インバース指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのインバース指数は、対象指数のショート・ポジションを保有することにより、対象指数と反対のパフォーマンスを提供するように設計されている。投資家がショート・ポジションを保有する場合、借株の配当と金利を支払う必要がある。指数の計算はレバレッジ指数と同様の一般的なアプローチに従っており、いくつかの調整が行われる：第一に、対象指数のリターンはプラスマイナスが逆となり、対象指数のトータル・リターンに基づくものとなるため、配当や価格の動きが含まれる。第二に、借株コストは含まれないが、初期投資から得られる金利と、対象指数の証券の空売りから生じる収益から得られる金利を反映するために調整が行われる。こうした前提は業界における通常の慣習を反映している。(借株コストを含めるため、或いは空売りによる収益から得られる金利や初期投資から得られる金利を除外するため、単純な調整を行うことができる。)

インバース指数のリターンを計算するための一般的な数式は：

インバース指数のリターン =

$$-K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] + (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)$$

ここで、右辺の最初の項は対象指数のトータル・リターンを示し、右辺の2つ目の項は初期投資から得られる金利および空売りによる収益から得られる金利を示している。

時間tにおけるインバース指数価値は以下のように計算される：

$$\text{インバース指数の価値}(t) = (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{インバース指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下ようになる：

$$\begin{aligned} \text{インバース指数の価値}(t) &= (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \\ &\times [1 - [K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] \\ &- (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)] ] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 1, \text{ エクスポージャー} = 100\%$$

貸出金利 = 3ヶ月円Libor(JY0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIAIJT)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(トータル・リターン、円ヘッジ)(DJIHJT)のインバース・バージョンである。DJIAIJTの数式は以下のようになる。

DJIAIJT(t)=

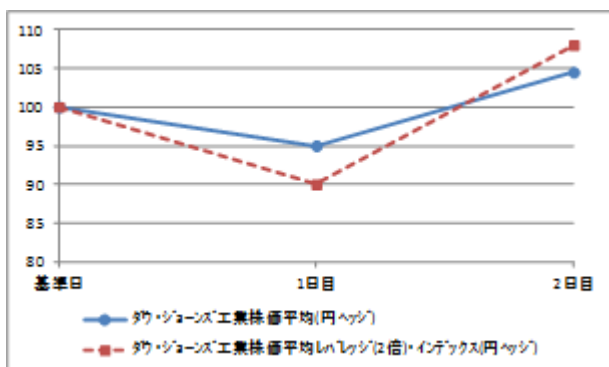
$$DJIAIJT(t-1) \times [1 - [1 \times [DJIHJT(t) / DJIHJT(t-1) - 1] - (1+1) \times [JY0003M/360] \times D(t, t-1)]] ]$$

### レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

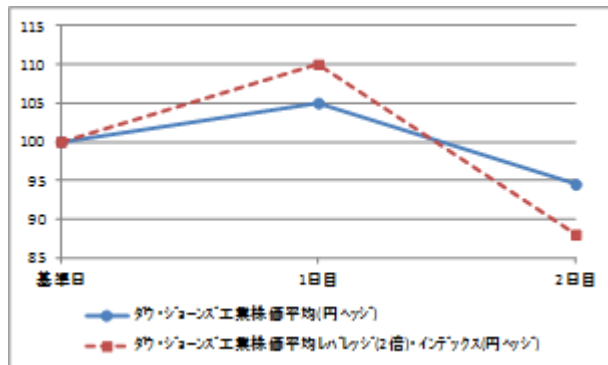
< 1 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き	基準日からの値動き	
	1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	20%



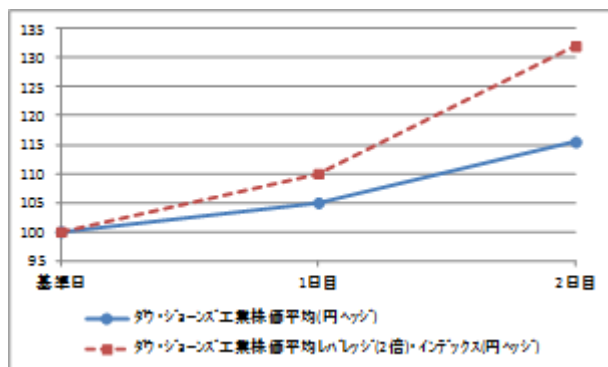
## &lt; 2 &gt; ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	<b>-5.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	-20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	<b>-12%</b>



## &lt; 3 &gt; ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

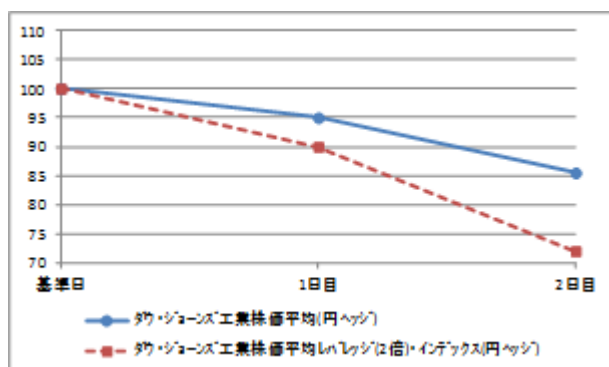
日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	<b>15.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	<b>32%</b>





< 4 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き	1日目		2日目		基準日からの値動き	1日目		2日目	
	1日目	2日目	1日目	2日目		1日目	2日目	1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%			ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%		-14.5%	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	-20%			ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%		-28%	



これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス (円ヘッジ) の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

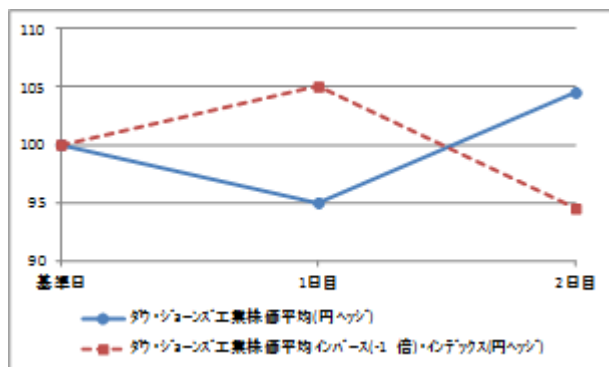
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

#### インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の - 1 (マイナス1) 倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意すべきである。

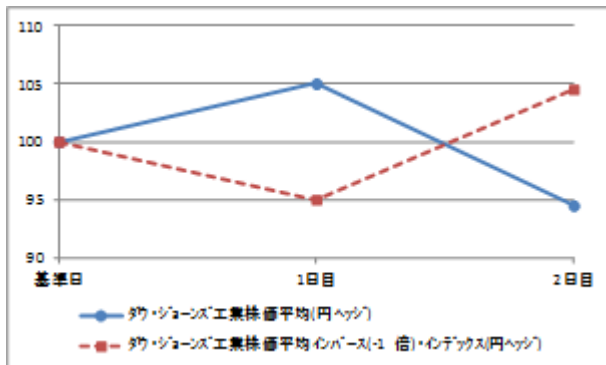
< 5 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き	1日目		2日目		基準日からの値動き	1日目		2日目	
	1日目	2日目	1日目	2日目		1日目	2日目	1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%			ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%		4.5%	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	-10%			ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%		-5.5%	



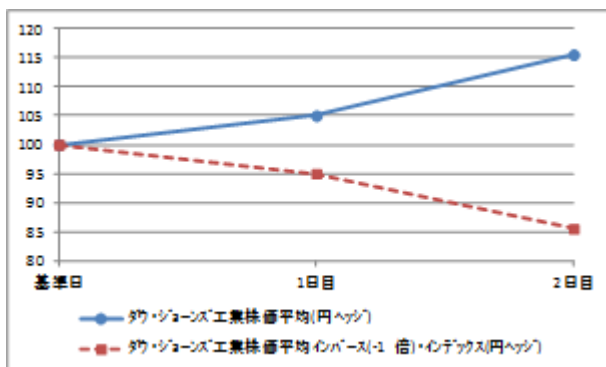
## &lt; 6 &gt; ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	<b>-5.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	<b>4.5%</b>



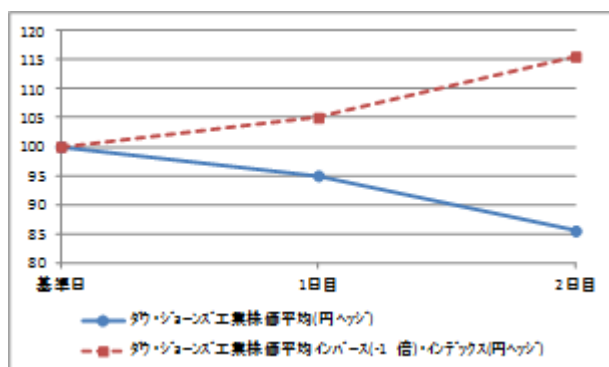
## &lt; 7 &gt; ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	<b>15.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	<b>-14.5%</b>



< 8 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	<b>-14.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	<b>15.5%</b>



これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース (- 1 倍) ・インデックス (円ヘッジ) の値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではありません。

### 東証マザーズ指数

東証マザーズ指数は、新興企業向けに東京証券取引所が開設 (市場創設は1999年11月11日、取引開始日は1999年12月22日) している市場である「マザーズ」に上場する内国普通株式全銘柄を対象とした、「時価総額加重型」の株価指数である。基準日である2003年9月12日を1,000ポイントとし、現在の時価総額がどの程度かを表す。(算出開始日: 2003年9月16日)

### マザーズのコンセプト

1999年11月11日、資金を必要とする新興企業にその調達場を広く提供し、また、投資者が成長性の高い企業への投資をすることが出来るよう、既存の本則市場 (市場第一部・第二部) とは明確に異なるコンセプトの新市場として、東京証券取引所はマザーズを創設した。

その後、2009年11月にマザーズのコンセプトを「市場第一部へのステップアップのための成長企業向けの市場」として再確立した。また、2011年3月には、マザーズの信頼性向上および活性化に向けた取り組みを行っている。

### 上場対象企業

- ・マザーズは、新興企業を中心に将来の高い成長が期待される企業を対象としている。
- ・多くの成長企業に資金調達場を提供するという観点から、その上場対象とする企業について、規模や業種などによる制限を設けていない。
- ・個人創業型で従業員数十名規模の会社から、情報通信などのいわゆるインフラ型で従業員数千人規模の会社までが上場している。
- ・業種についても、製造業、放送・通信業、運輸業、サービス業など様々である。

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) (本項において、以下「本指数」という。)

## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50 (円、ネットリターン) ETN

本項においては、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」という。また、本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を「本外国指標連動証券」という。

(2) 本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額が本指数の水準により決定されるため、この指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン)

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) では、東南アジア諸国 (ASEAN) の企業を構成銘柄とする投資ユニバースから、最も配当が多い50社を選択することを目指している。対象国は、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアで、ベトナムはこのインデックスの投資ユニバースに入っていない。

このインデックスは、日本円建てインデックスであり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資するネットリターン・インデックスである。

投資ユニバース： 配当利回りで選択した投資可能なユニバースの全ての株式銘柄。

加重スキーム： このインデックスは、浮動株の時価総額に従って加重されている。

基準価額と基準日： 2004年3月31日時点の数値を1000としている。

### インデックス構成銘柄の見直し

#### 構成銘柄の選択と35-70バッファー・ルール

この投資ユニバースは、STOXX Asia Total Marketインデックス中の、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアに属する全ての株式銘柄である。(STOXX Asia Total Marketインデックスとは、アジア地域に存在する13ヶ国の株式市場の動きを全体的に反映することを目的にした株価指数であり、各対象国の浮動株時価総額の95%をカバーした国別の指数をもとに構築されている。2011年1月31日を基準日として100を基準値としている。)

以下の株式は、この投資ユニバースから外されている。

- ・ 3ヶ月平均の日次取引金額が、150万米ドル未満の銘柄
- ・ セクター「8670」-不動産投資信託 (REIT) 企業に指定されている銘柄
- ・ 配当性向が0%未満か、80%を超える銘柄

残りの全ての株式は、過去12ヶ月間の配当利回りでランク付けされる。選択銘柄は1ヶ国当たり最大15銘柄とし、1ヶ国当たりの最少銘柄数は設定されていない。選択リスト中、上位35銘柄がまず選択される。残りの15銘柄は、36位から70位の間にランク付けされた株式銘柄の中から、既存の構成銘柄をランク上位から順に選択される。このようにして選択した株式銘柄数がまだ50銘柄未満の場合、50銘柄になるまで、残りの株式銘柄からランク順に選択される。

構成銘柄の見直し頻度： このインデックスは毎年3月に見直される。第1金曜日に構成銘柄を発表し、第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

株式数と浮動株調整係数については、四半期ごとに更新される。変更は全て3月、6月、9月、12月の第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

ウェイト調整係数：各構成銘柄のウェイトが最大10%になるよう、四半期ごとに調整係数が設定される。ウェイト調整係数は、見直し月の第2金曜日に公表される。その際、木曜日（第2金曜日の前日）の終値が使用される。

#### 期中のメンテナンス

銘柄の置き換え：上場廃止等の銘柄の除外により、インデックス構成銘柄数が45銘柄未満に減少した場合、選択リストに掲載されている最上位の非構成銘柄と、除外された銘柄が置き替えられる。選択リストは年1回、インデックスの年次見直し時に更新される。

臨時除外：なし

臨時追加：なし

スピンオフ：スピンオフした株式銘柄は、インデックスに恒久的に追加されるわけではない。次回の構成銘柄見直し時に条件を満たす場合のみ、見直し後も継続してインデックスにとどまる。

#### 配信のタイミング

STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）は、インデックス配信期間中、15秒ごとに計算して配信され、また1日1回、インデックス配信期間の最後に計算して配信される。

#### 為替レート

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）では、以下の為替レートが使用される。

- ・ CET（中央欧州時間）00:00から11:00までは、アジア太平洋地域のインデックスを計算する為替レートとして、直近リアルタイムの買値と売値の仲値が使用され、CET（中央欧州時間）17:30からは、固定為替レートを使用して、インデックスが計算される（The World Markets Company PLC（以下「WM社」という。）のCET17:00時点の固定為替レートを使用）。

固定為替レートは、WM社が提供している。詳しくはロイターの「WMRSPOT01」ページまたはブルームバーグの「WMC0」ページを参照のこと。

#### インデックス計算式

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。

#### 時価総額加重指数

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。

$$\text{Index}_t = \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}{D_t} = \frac{M_t}{D_t}$$

上の式のうち、

t = インデックスの計算時点

n = インデックスの構成銘柄数

$p_{it}$  = (t)時点における銘柄(i)の株価

$s_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の株式数

$ff_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

$cf_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

$x_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

$M_t$  =(t)時点におけるインデックスの浮動株時価総額

$D_t$  =(t)時点におけるインデックスの除数

### インデックスの除数計算

#### 時価総額加重指数

各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。資本異動によるウェイトの変動は、インデックス構成銘柄全体に比例配分される。インデックスの除数は、以下のように計算される。

$$D_{t+1} = D_t \cdot \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it}) \pm \Delta MC_{t+1}}{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}$$

上の式のうち、

$D_{t+1}$  =(t+1)時点の除数

$D_t$  =(t)時点の除数

$n$  =インデックスの構成銘柄数

$p_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の株価

$s_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の株式数

$ff_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

$cf_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

$x_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

$MC_{t+1}$ =インデックスの終値時価総額と調整済み終値時価総額の差額：

(t+1)時に有効となる資本異動がある銘柄の場合、浮動株時価総額は、調整済み終値、(t+1)時点における新しい株数、(t+1)時点の浮動株係数から計算した時価総額から、(調整前)終値、(t)時点の株数、(t)時点の浮動株係数で計算した時価総額を差し引いて算出する。

### 円建てのインデックス

円建てインデックス：まず非ユーロ建ての株価がユーロに換算される。次にユーロ建ての株価と共に日本円に換算して、インデックス計算が行われる。

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)、S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)およびS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み) (本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

#### 1 理由

##### (1) 当社の発行している有価証券

- ( ) NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN
- ( ) NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETN
- ( ) NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN

( ) NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数は、インド・ナショナル証券取引所に上場する大手企業からなる主要株価指数で、市場の複数のセクターを代表する50銘柄で構成される浮動株調整時価総額加重平均指数である。NIFTY 50指数(プライスリターン)は、1995年11月3日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。一方、NIFTY 50トータルリターン指数は、1999年6月30日の指数値を1,256.38ポイントとして計算されている。

### Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50指数(プライスリターン)の騰落率の2倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

### Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50トータルリターン指数の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

### Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の計算方法

$$\text{NPR2XL}(T) = \text{NPR2XL}(T-1) \times (1 + \text{NPR2XL\_RETURN})$$

$$\text{NPR2XL\_RETURN} = 2 \times (\text{NIFTY\_PR}(T) / \text{NIFTY\_PR}(T-1) - 1) - (\text{CBLO}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NPR2XL(T) : 指数計算日(T)におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NPR2XL(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NIFTY\_PR(T) : 指数計算日(T)におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

NIFTY\_PR(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

D(T, T-1) : TからT-1までの実日数

CBLO(T-1) : 指数計算日(T)の前日のCBLOレート( % 年率)

CBLOレート : 貸借取引に適用されるオーバーナイト金利( % 年率)

### Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の計算方法

$$\text{NTR1XI}(T) = \text{NTR1XI}(T-1) \times (1 + \text{NTR1XI\_RETURN})$$

$$\text{NTR1XI\_RETURN} = -1 \times (\text{NIFTY\_TR}(T) / \text{NIFTY\_TR}(T-1) - 1) + 2 \times (\text{CBLO}(T-1) / 360) \times D(T, T-1) - (\text{CBLO}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NTR1XI(T) : 指数計算日(T)におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NTR1XI(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NIFTY\_TR(T) : 指数計算日(T)におけるNIFTY 50トータルリターン指数値

NIFTY\_TR(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNIFTY 50トータルリターン指数値

D(T, T-1) : TからT-1までの実日数

CBLO(T-1)：指数計算日(T)の前日のCBLOレート（% 年率）

CBLOレート：貸借取引に適用されるオーバーナイト金利（% 年率）

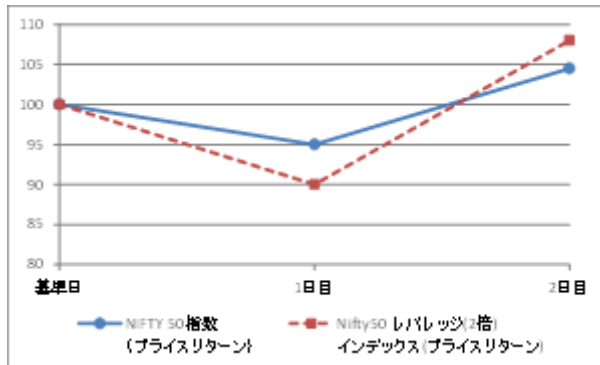
### レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。



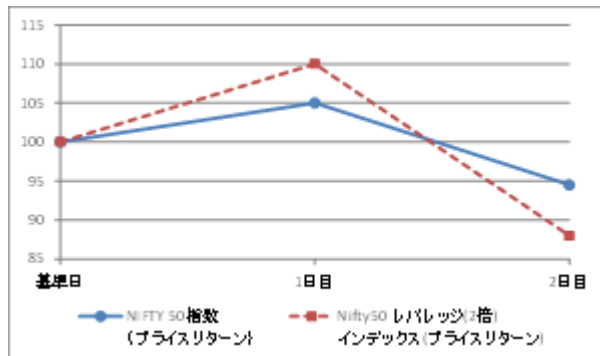
## &lt; 1 &gt; NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	<b>4.5%</b>
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	<b>8%</b>



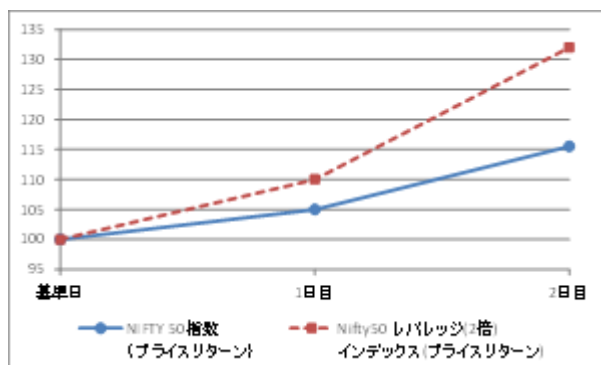
## &lt; 2 &gt; NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	-10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	<b>-5.5%</b>
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	-20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	<b>-12%</b>



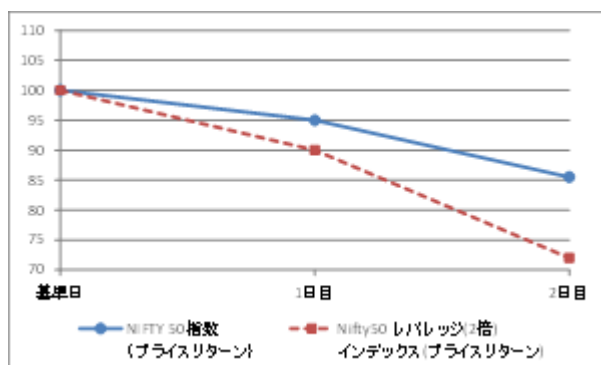
## &lt; 3 &gt; NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	<b>15.5%</b>
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	<b>32%</b>



## &lt; 4 &gt; NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	-10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	<b>-14.5%</b>
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	-20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	<b>-28%</b>



これらの例示は、NIFTY 50指数(プライスリターン)の値動きとNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

実際の受益権の基準価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

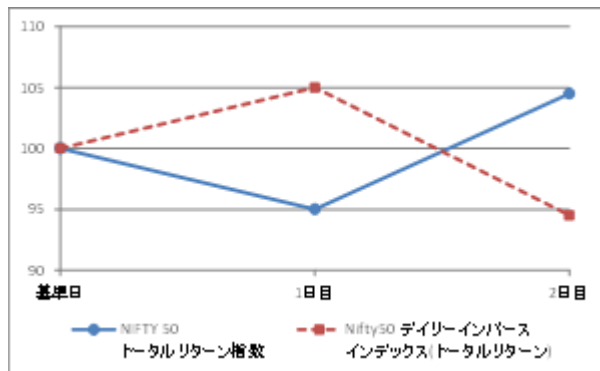
また、受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではない。

## インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の - 1 (マイナス1) 倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「-1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

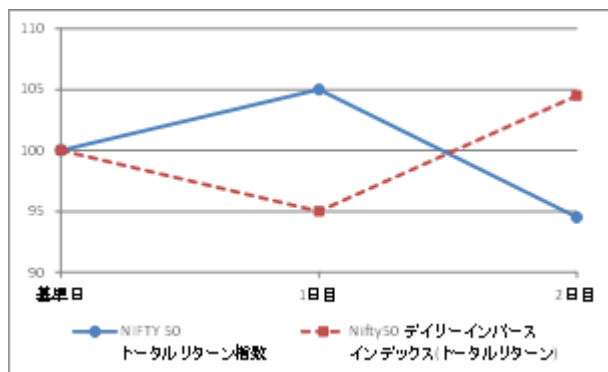
## &lt; 5 &gt; NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	<b>4.5%</b>
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	-10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	<b>-5.5%</b>



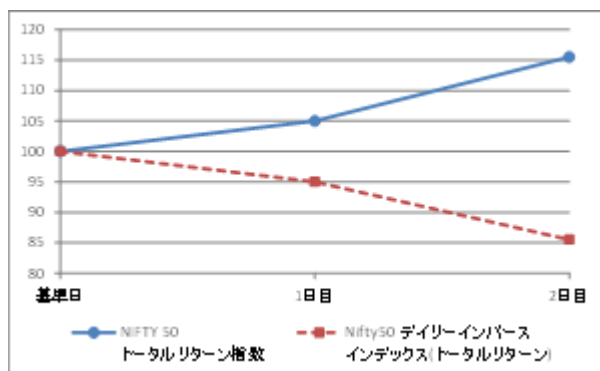
< 6 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	<b>-5.5%</b>
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	<b>4.5%</b>



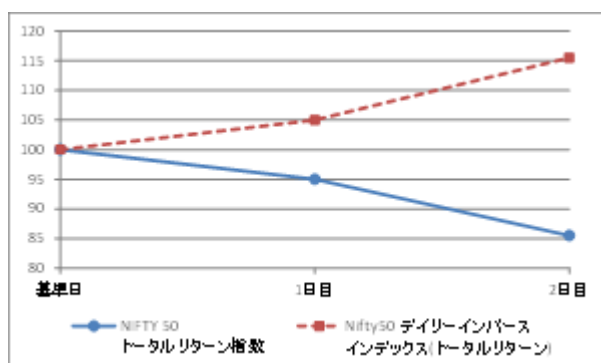
< 7 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	<b>15.5%</b>
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	-10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	<b>-14.5%</b>



< 8 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	<b>-14.5%</b>
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	<b>15.5%</b>



これらの例示は、NIFTY 50トータルリターン指数の値動きとNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の値動きの関係性を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の受益権の基準価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではない。

### S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み) (以下本「S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。)は、S&P500® ( ) の構成銘柄のうち、25年以上連続して増配方針に従っている株式のパフォーマンスを測定している株式指数である。

本指数は米ドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

S&P500®は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が開発した株式インデックスで、ニューヨーク証券取引所 (NYSE Arca、NYSE Amexを含む。) 、NASDAQに上場している銘柄から同指数の算出要領により選ばれた500銘柄で構成される指数で、米国株式市場を測定する代表的なベンチマークである。

### 指数の構成方法

- ・毎年1月、4月、7月、10月にリバランスを行う
- ・構成銘柄のウェイトを均等化しており、リバランス時に再調整して均等ウェイトにする
- ・構成銘柄の変更は1月のリバランス時に行われる
- ・世界産業分類基準 (GICS®) における、特定の業種に属する構成銘柄のウェイトが30%以内になるよう調整されている

### 指数への追加基準

- ・1月のリバランスの参照日時点で浮動株調整後時価総額が30億米ドル以上の銘柄
- ・1月のリバランスの参照日時点で直近3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が500万米ドル以上の銘柄

### 指数からの除外基準

- ・1月のリバランス時に、上記の追加基準を満たしていない銘柄
- ・四半期ごとのリバランスの間にS&P500から除外された銘柄

### S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み) (以下本「S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。)は、S&Pグローバル不動産指数( <sup>1</sup> )のサブ指数である、S&P 先進国REIT指数( <sup>2</sup> )の国別指数のうち、シンガポールに上場する不動産投資信託を対象にした時価総額加重型の指数である。本指数はシンガポールドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

<sup>1</sup>S&Pグローバル不動産指数は、世界的に投資可能な全ての株式市場の銘柄へのあらゆる投資機会を測定するように意図されているS&Pグローバル総合指数(S&P Global BMI)の構成銘柄の中で、世界産業分類基準(GICS®)における不動産産業グループに属する銘柄で構成されている。

<sup>2</sup>S&P 先進国REIT指数は、先進国市場における不動産投資信託のパフォーマンスを測定する指数である。

#### 指数の構成方法

本指数の構成銘柄は、S&Pグローバル総合指数の適格性基準を満たす必要がある。基準を満たした銘柄は、それぞれの浮動株調整後時価総額の比率に従って配分され、毎年9月に見直しが行われる。

#### 指数への追加基準

- ・ S-REIT (Singapore Real Estate Investment Trust) であること。ただし、森林REIT、モーゲージREIT、モーゲージ担保REITは除外される。
- ・ 年次の見直し時点で、浮動株調整後時価総額が1億米ドル以上の銘柄
- ・ 年次の見直し時点で、直近12ヶ月間の売買代金が5,000万米ドル以上の銘柄

#### 指数からの除外基準

- ・ 年次の見直し時点で、浮動株調整後時価総額が7,500万米ドルを下回るか、または7,500万米ドルを上回っていたとしても、直近12ヶ月間の売買代金が3,500万米ドルを下回る銘柄
- ・ 年度途中のいずれかの時点で、浮動株調整後時価総額が2,500万米ドルを下回った銘柄

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)およびS&P500 VIX短期先物インバース日次指数(本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

( ) NEXT NOTES 野村日本株高配当70(ドルヘッジ、ネットリターン) ETN

( ) NEXT NOTES S&P500 VIX インバースETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### 野村日本株高配当70

野村日本株高配当70は、日本株の高配当利回り70銘柄を構成銘柄とする等金額型の指数である。継続的な高配当収入獲得を狙う戦略をパッシブ運用で実現するように設計されている。配当継続性と投資可能性を考慮しつつ、国内上場普通株式の中から今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択している。

#### 銘柄選定方法

野村日本株高配当70の採用銘柄は、原則として、毎年12月第1営業日の前々月15日時点（休日の場合は前営業日）における国内普通株式の全上場銘柄の中から選択される。ただし、下記の銘柄スクリーニング基準とリバランスバンドを考慮した上で、今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択する。定期入替は年1回12月第1営業日（以下「定期入替日」という。）に行われる。定期入替日の前月第5営業日を入替基準日とし、入替基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株数が決定される。

#### 銘柄スクリーニング基準

配当継続性に懸念がある銘柄や浮動株調整時価総額が小さい銘柄などの低流動性銘柄の組入れを抑制するためのルールである。入替基準日時点において下記の条件を満たす銘柄を投資対象とする。

- ・過去3年間の実績経常利益が全て非負の銘柄
- ・今期予想決算期が3、6、9、12月の銘柄
- ・浮動株調整時価総額上位85%に含まれる銘柄
- ・過去60日平均売買代金上位500位以内の銘柄

#### リバランスバンド

今期予想配当利回りの微小な差による頻繁な銘柄入替を抑制するためのルールである。銘柄スクリーニング基準を満たす銘柄の中から、下記の手順によって指数構成銘柄を選定する。

- ・入替基準日時点の今期予想配当利回り上位50銘柄については無条件で採用する。
- ・次に今期予想配当利回りの上位51位～90位（リバランスバンド）に含まれる既採用銘柄のみを70銘柄に達するまで採用する。
- ・もし上記の手順によって採用銘柄が70銘柄に満たない場合は、不足分を今期予想配当利回りの51位以降の未採用銘柄の中から順に採用する。

#### 銘柄組入株数

上記の「銘柄選定方法」で選定した70銘柄を構成銘柄とし、入替基準日時点において各構成銘柄のウエイトが等しくなるようにして指数を構築する。

#### 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで原指数に投資する際のパフォーマンスを表す。月末時点の投資残高を1ヶ月のドル円為替フォワード取引を用いて毎月末ヘッジしたものととして算出される。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）で用いるドル円為替レートは、WMロイターのスポットレートおよび1ヶ月フォワードレートの終値（ロンドン時間16時の仲値、1米ドル当たりの円レート）を使用する。為替レートが取得できない場合には、前日値を用いて計算するものとする。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の原指数としては、野村日本株高配当70の円建てネットトータルリターン指数（以下「円建て原指数」という。）を使用する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の配当に対する税率は国内非居住者に対する税率に従って計算する。

#### 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の計算方法

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(md) =

$$\text{野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(m0)} \times (1 + \text{ヘッジ前指数リターン(md)} + \text{ヘッジリターン(md)})$$

(各月をmとし、m0は前月末営業日、mdはm月の第d日とする)

ヘッジ前指数リターン(md) =

$$(\text{円建て原指数}(md)/\text{円建て原指数}(m0)) \times (\text{スポットレート}(m0)/\text{スポットレート}(md))^{-1}$$

ヘッジリターン(md) =

$$(\text{スポットレート}(m0)/\text{フォワードレート}(m0)) - (\text{スポットレート}(m0)/\text{線形補間されたフォワードレート}(md))$$

線形補間されたフォワードレート(md) =

$$\text{スポットレート}(md) + (D' - d)/D \times (\text{フォワードレート}(md) - \text{スポットレート}(md))$$

(d: 当月経過暦日数、D: 当月暦日総数、D': 当月最終営業日までの暦日総数)

#### 円建て原指数の計算方法

円建て原指数(t) = 円建て原指数(t-1) × (1+ リターン(t))

リターン(t) = ((時価総額(t) + 課税考慮済配当総額(t))/課税考慮済基準時価総額(t)) - 1

課税考慮済基準時価総額(t) =

$$\text{時価総額}(t-1) + \text{修正時価総額}(t) - \text{課税考慮済修正配当総額}(t)$$

#### S&P500指数

S&P500指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が開発した株式インデックスで、ニューヨーク証券取引所 (NYSE Arca、NYSE Amexを含む。)、NASDAQに上場している銘柄から同指数の算出要領により選ばれた500銘柄で構成される指数で、米国株式市場を測定する代表的なベンチマークである。

#### S&P500 VIX短期先物指数

S&P500 VIX短期先物指数は、シカゴ・オプション取引所 (CBOE) (以下「CBOE」という。)のVIX先物の第1および第2限月のロング・ポジションを日々ロールする取引のリターンを測定する。

#### S&P500 VIX短期先物指数の計算方法

S&P500 VIX短期先物指数は、VIX先物の満期日と満期日の間の全期間にわたり連続的に乗換えを行うVIX先物のロング・ポジションから得られる収益をモデル化している。

S&P500 VIX先物の任意の営業日であるt日において、S&P500 VIX短期先物指数のリターンは以下のように計算される。

$$\text{IndexER}_t = \text{IndexER}_{t-1} \times (1 + \text{CDR}_t)$$

ここで

$\text{IndexER}_{t-1}$ : 前営業日におけるS&P500 VIX短期先物指数のリターン

$\text{CDR}_t$ : 先物取引の日次リターンで、次式で計算される。

$$\text{CDR}_t = (\text{TDWO}_t / \text{TDWI}_{t-1}) - 1$$

$\text{TDWO}_t$ : t日のトータル・ドル・ウェイトで、次式で計算される。

$$\text{TDWO}_t = \text{CRW}_{1,t-1} \times \text{DCRP}_{1,t} + \text{CRW}_{2,t-1} \times \text{DCRP}_{2,t}$$

$\text{TDWI}_{t-1}$ : t-1日のトータル・ドル・ウェイトで、次式で計算される。

$$\text{TDWI}_{t-1} = \text{CRW}_{1,t-1} \times \text{DCRP}_{1,t-1} + \text{CRW}_{2,t-1} \times \text{DCRP}_{2,t-1}$$

$\text{CRW}_{i,t}$ : t日における第i限月のVIX先物取引のコントラクト・ロール・ウェイト

$\text{DCRP}_{i,t}$ : t日における第i限月のVIX先物取引の日次の先物取引参考価格

#### 先物取引のリバランス

この指数は継続的にロールされ、現時のロール期間終了日の翌営業日に次のロール期間が始まる。ロール期間はCBOEの毎月のVIX先物の決済日（翌月のS&P500オプションの満期日から30暦日前の水曜日に当たる）の直前の火曜日から、翌月のCBOEのVIX先物の決済日直前の火曜日までとする。

当該指数のリターンの計算において、 $t$ 日におけるコントラクト・ロール・ウェイト（ $CRW_{i,t}$ ）は次のように求められる。

$$CRW_{1,t} = 100 \times (dr/dt)$$

$$CRW_{2,t} = 100 \times ((dt-dr)/dt)$$

$dt$  = CBOEのVIX先物の決済日（当日を含む。）から、その次のCBOEのVIX先物の決済日（当日を含まない。）までの直近限月のロール期間における総営業日数。月内に新たな休日が導入された場合、または予定外の市場閉鎖が生じた場合にも、営業日数は一定とする。

$dr$  = 翌営業日（当日を含む。）から、その次のCBOEのVIX先物の決済日（当日を含まない。）までのロール期間における総営業日数。この営業日数には、月内に新たに導入された休日が（その休日が終了するまでの期間）含まれる。

### S&P500 VIX短期先物日次インバース指数

S&P500 VIX短期先物日次インバース指数は、S&P500 VIX短期先物指数の逆のパフォーマンスを測定する。S&P500 VIX先物の任意の営業日（ $t$ ）において、S&P500 VIX短期先物日次インバース指数のリターンは以下のように計算される。

#### S&P500 VIX短期先物日次インバース指数の計算方法

$$\text{IndexER}_t = \text{IndexER}_{t-1} \times (1 + \text{Excess Return}_t)$$

$$\text{Excess Return}_t = -1 \times \text{VIXShortTermFuturesCDR}_t$$

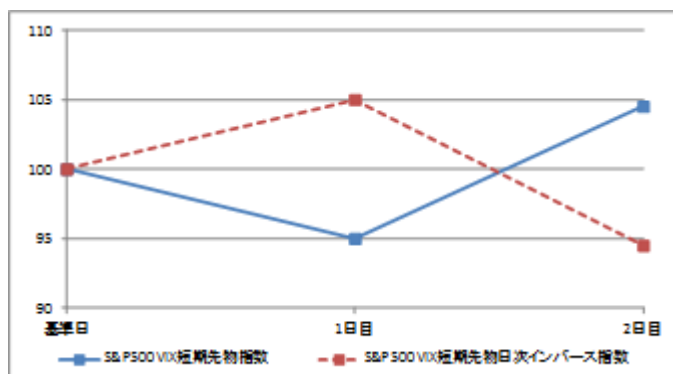
$\text{VIXShortTermFuturesCDR}_t$  : S&P500 VIX短期先物指数のリターン

### S&P500 VIX短期先物日次インバース指数の値動きについて

S&P500 VIX短期先物日次インバース指数は、日々の騰落率がS&P500 VIX短期先物指数の騰落率の - 1（マイナス 1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、S&P500 VIX短期先物日次インバース指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

(1) S&P500 VIX短期先物指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

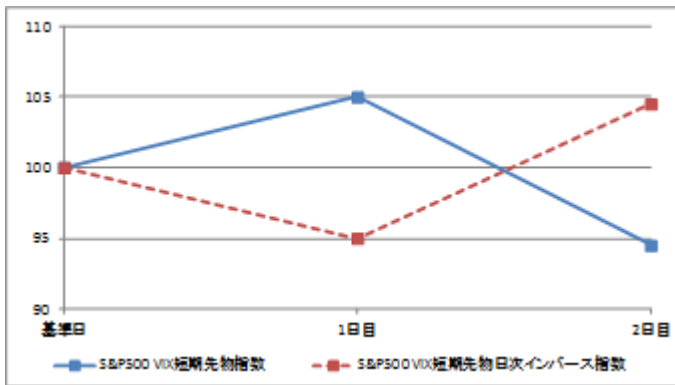
日々の動き			基準日からの動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
S&P500 VIX短期先物指数	-5%	10%	S&P500 VIX短期先物指数	-5%	<b>4.5%</b>
S&P500 VIX短期先物日次インバース指数	5%	-10%	S&P500 VIX短期先物日次インバース指数	5%	<b>-5.5%</b>





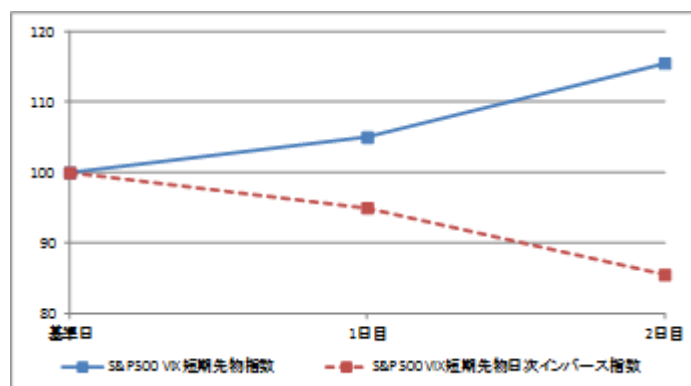
## (2) S&amp;P500 VIX短期先物指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の動き			基準日からの動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
S&P500 VIX短期先物指数	5%	-10%	S&P500 VIX短期先物指数	5%	<del>-5.5%</del>
S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	-5%	10%	S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	10%	<del>4.5%</del>



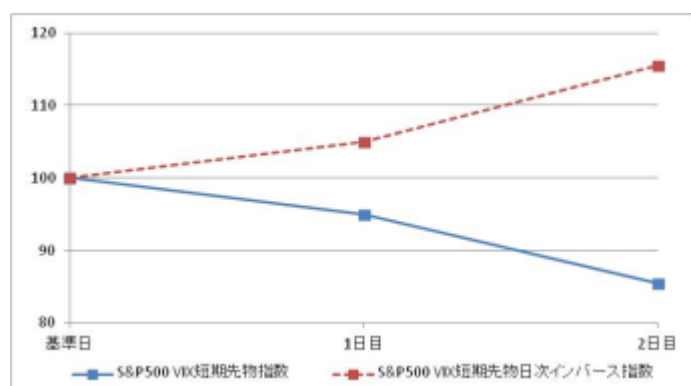
## (3) S&amp;P500 VIX短期先物指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の動き			基準日からの動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
S&P500 VIX短期先物指数	5%	10%	S&P500 VIX短期先物指数	5%	<b>15.5%</b>
S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	-5%	-10%	S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	-5%	<b>-14.5%</b>



## (4) S&amp;P500 VIX短期先物指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の動き			基準日からの動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
S&P500 VIX短期先物指数	-5%	-10%	S&P500 VIX短期先物指数	-5%	<b>-14.5%</b>
S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	5%	10%	S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	5%	<b>15.5%</b>



これらの例示は、S&P500 VIX短期先物指数の値動きとS&P500 VIX短期先物日次インパース指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

## 1 理由

## (1) 当社の発行している有価証券

( ) NEXT NOTES 日本株配当貴族（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN

( ) NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（以下本「S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「本指数」という。）は、東証株価指数（以下本「S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「TOPIX」という。）の構成銘柄のうち、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持している最も配当利回りの高い企業のパフォーマンスを測定する株式指数であり、さらに株式の配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの株式指数である。

### 適格性基準

本指数の採用銘柄は、TOPIXの構成銘柄のうち、下記の適格性ファクターおよび安定性基準を原則として満たす必要がある。

#### ・適格性ファクター

時価総額：リバランス参照日（毎年6月の最終営業日をいう。以下同じ。）時点のTOPIXにおける浮動株調整後時価総額が500億円以上であること。

流動性：リバランス参照日までの3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が3億円以上であること。

複数のシェアクラス：複数のシェアクラスがある場合、直近の配当利回りが最も高いシェアクラスが採用候補となる。

#### ・安定性基準

配当の成長性：新たに選定される銘柄は、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。既存の本指数構成銘柄は、7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。

配当性向：新たに選定される銘柄は、配当性向が100%以下であること。一方、既存の本指数構成銘柄は配当性向がマイナスにならないこと（年間の1株当たり利益（EPS）がマイナスになったときに、配当性向がマイナスになったものと見なされる。）。

配当利回り：リバランス参照日時点で直近12ヶ月の配当利回りが10%以下であること（配当利回りは、リバランス参照日までの12ヶ月間の1株当たり配当金総額をリバランス参照日時点の株価で除することで計算される。）。

配当に関する全ての基準は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが決定する普通配当金に基づいている。また、配当利回りの計算において、特別配当や記念配当は考慮されないものとする。

### 本指数の構築方法とリバランス

まず本指数構成銘柄の選択が行われ、次に本指数内の構成銘柄のウェイト付けが行われる。本指数の構成銘柄は毎年7月にリバランスされ、各リバランス時には、銘柄のウェイトを修正し、個別の銘柄やセクター全体にわたる分散を確保する。

#### ・本指数構成銘柄の選択

本指数の適格性基準を満たす全銘柄をリバランス参照日時点における直近12ヶ月の配当利回りに基づいてランク付けした上で、直近12ヶ月の配当利回りが最も高い上位50銘柄を本指数の構成銘柄として選択される。各リバランス

時点では、最低40の構成銘柄数が必要となるが、仮に適格性基準を満たす構成銘柄数が40を下回った場合には、以下の順序でその基準が緩和される。

#### 時価総額基準の緩和

浮動株調整後時価総額が300億円以上で、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

#### 配当の成長性に関する基準の緩和

の緩和によって、構成銘柄数が40に達していない場合、配当の成長性に関する基準が緩和される。浮動株調整後時価総額が300億円以上で、過去において7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持しており、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

#### ・構成銘柄のウェイト付け

相対的に高い配当利回りを達成するために、本指数構成銘柄は配当利回りにより加重される。各年次リバランスおよび半期のセミリバランス時点で、各本指数構成銘柄のウェイトには5%の上限が適用され、世界産業分類基準(GICS)の各セクターのウェイトには30%の上限が適用される。各銘柄の上限を超えたウェイト部分は、上限を超えていない全ての構成銘柄に按分により再配分される。

#### ・リバランス

年次リバランス：本指数は毎年1回全面的にリバランスされ、7月の最終営業日の取引終了後に有効となる。

セミリバランス：年次リバランスに加え、ウェイト制限がメソドロジーに抵触していないかを確認するために、二次的な見直しを実施する。また、配当の継続的な支払いを確認するために、本指数構成銘柄に対するスクリーニングも実施され、直近の配当支払いを実施しなかったか、または配当を大幅に削減した本指数構成銘柄は、S&P/JPX指数委員会の裁量により本指数から除外される。

仮にセミリバランス時点で、各銘柄のウェイトをウェイト基準と一致させる必要がある場合、または配当の見送りまたは大幅な削減により、銘柄を除外する必要がある場合、これらの変更が実施され、1月の最終営業日の取引終了後に有効となる。再ウェイト付けを行う上での直近配当利回りの計算における参照日は、12月の最終営業日の取引終了後となる。

#### 本指数構成銘柄への追加

スピノフ（企業が社内の1部門を切り離し1企業として分離・独立させることをいう。）の場合を除いて、各リバランスの間に指数への新たな銘柄の追加は行われない。

#### 本指数構成銘柄からの除外

指数構成銘柄がTOPIXから除外された場合、それらの銘柄は各リバランスの間であっても本指数から除外される。各リバランスの間に除外される構成銘柄はその他の銘柄に置き換えられない。

#### S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）（以下本「S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」において「本指数」という。）はS&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行う事を考慮して、本指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、本指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、本指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

**本指数の計算方法**

各月を $m$ とし、各日を $d=1,2,3,\dots,D$ とする。(  $md$ は、 $m$ 月の第 $d$ 日、 $m^0$ は前月の最終営業日、 $mr^0$ は前月の最終営業日の前営業日とする。 )

$m$ 月 $d$ 日のS&P/JPX 配当貴族指数 (米ドルヘッジ、課税後配当込み) の指数値

$$EH_{md} = EH_{m^0} \times (E_{md} / E_{m^0} + HR_{md})$$

ただし、

$$E_{md} = EL_{md} / S_{md}$$

$$HR_{md} = (S_{mr^0} / F_{m^0} - S_{mr^0} / F_{\_lmd}) \times MAF_m$$

EH : S&P/JPX 配当貴族指数 (米ドルヘッジ、課税後配当込み) の指数値

E : S&P/JPX 配当貴族指数 (課税後配当込み) (米ドル建て) の指数値

EL : S&P/JPX 配当貴族指数 (課税後配当込み) (日本円建て) の指数値

HR : ヘッジリターン (%)

S : スポットレート (1米ドル当たり日本円)

F : フォワードレート (1米ドル当たり日本円)

$F\_lmd$  :  $m$ 月の第 $d$ 日における線形補間されたフォワードレート

$$F\_lmd = S_{md} + ((D - d) / D) \times (F_{md} - S_{md})$$

MAF $_m$  :  $m$ 月におけるS&P/JPX 配当貴族指数 (米ドルヘッジ、課税後配当込み) の月次調整係数

$$MAF_m = EH_{mr^0} / EH_{m^0}$$

とする。

**税引後配当込東証REIT指数**

東証REIT指数は、東証に上場するREIT (不動産投資信託) の全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数であり、基準日である2003年3月31日の時価総額を1,000として計算されている。東証REIT指数は浮動株反映を行っておらず、浮動株比率は便宜上1.00としている。

また、税引後配当込東証REIT指数は、配当落日に、税引後の予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し基準時価総額の修正を行うことで算出される指数である。仮に配当落日に使用した予想配当金と決算短信で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄については配当落金額の調整が行われる。基準時価総額の算出に用いる配当税率は、修正日時点での上場株式等の配当に係る源泉徴収税率 (地方税除く。) とする。

**税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数**

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数は税引後配当込東証REIT指数の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行うことを考慮して、指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

**税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の計算方法**

各月を $m$ とし、各日を $d=1,2,3,\dots,D$ とする。(  $md$ は、 $m$ 月の第 $d$ 日、 $m^0$ は前月の最終営業日、 $mr^0$ は前月の最終営業日の前営業日とする。 )

$m$ 月 $d$ 日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

$$EH_{md} = EH_{m^0} \times (E_{md} / E_{m^0} + HR_{md})$$

ただし、

$$Emd = ELmd / Smd$$

$$HRmd = (Smr^0 / Fm^0 - Smr^0 / F\_lmd) \times MAFm$$

EH：税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

E：税引後配当込東証REIT指数（米ドル建て）の指数値

EL：税引後配当込東証REIT指数（日本円）の指数値

HR：ヘッジリターン（%）

S：スポットレート（1米ドル当たり日本円）

F：フォワードレート（1米ドル当たり日本円）

F\_lmd：m月の第d日における線形補間されたフォワードレート

$$F\_lmd = Smd + ((D - d) / D) \times (Fmd - Smd)$$

MAFm：m月における税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の月次調整係数

$$MAFm = EHmr^0 / EHm^0$$

とする。

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）、野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）および野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

( ) NEXT NOTES 野村AIビジネス70（ネットリターン）ETN

( ) NEXT NOTES 高ベータ30（ネットリターン）ETN

( ) NEXT NOTES 低ベータ50（ネットリターン）ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### 野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）（以下本「野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）」において「本指数」という。）は、AI（人工知能）に関するビジネスについてマスメディアを通して報道された企業70銘柄を構成銘柄とする、等金額型の指数である。本指数の組入対象となる銘柄は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式から、ニュース、雑誌、新聞等の各種メディアにおける記事検索結果を基にした定量的な評価指標により選定される。記事検索には「人工知能」と、AIを活用して選んだ複数の関連キーワードを用いる。

本指数の指数値の基準日は2001年11月30日とし、基準日の指数値（基準値）を10,000とする。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

### 定期入替え

定期入替日を12月第1営業日（前営業日の引け後）の年1回とし、直前の10月15日（休日の場合は前営業日）を定期入替基準日とする。

## 銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、定期入替基準日の直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替基準日における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および定期入替基準日の直前の4月から9月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で過去60日の平均売買代金上位90%を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

## 指数構成銘柄の選定方法

- ・人工知能順位スコア(1)が小さい銘柄から順に、10銘柄まで採用する。ただし、同じスコアの銘柄があった場合は、過去60日平均売買代金が高い順に最大70銘柄まで採用する。
- ・上記で採用された銘柄が70銘柄に達していない場合は、続いて人工知能順位スコアと関連キーワード順位スコア(2)の平均順位スコアが小さい銘柄から順に、上記で採用された銘柄と合わせて70銘柄となるまで採用する。ただし、同じ平均順位スコアの銘柄があった場合は、人工知能順位スコアが小さい順に70銘柄まで採用する。その際、同じ人工知能順位スコアの銘柄があった場合には、過去60日平均売買代金が高い順に70銘柄まで採用する。

### (1)人工知能順位スコア

- ・スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して人工知能に関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の人工知能記事スコア」とする。
- ・1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して、人工知能に関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の人工知能記事スコア」とする。
- ・ $(\text{直近年の人工知能記事スコア} \times 2) + (\text{1年前の人工知能記事スコア})$ によって重み付けしたスコアが大きい方から付けた順位(昇順)を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対する「人工知能順位スコア」とする。

### (2)関連キーワード順位スコア

- ・スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して関連キーワードに関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して、関連キーワードに関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の関連キーワード記事スコア」とする。
- ・1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の関連キーワード記事スコア」とする。
- ・ $(\text{直近年の関連キーワード記事スコア} \times 2) + (\text{1年前の関連キーワード記事スコア})$ によって重み付けしたスコアが大きい方から付けた順位(昇順)を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団銘柄に対する「関連キーワード順位スコア」とする。
- ・なお、関連キーワードは毎年6月15日(休日の場合は前営業日)に見直しを検討する。5年前の4月1日から直前の3月31日までの5年間の政府官公庁、研究機関の人工知能に関する公表資料等に基づいて、人工知能と関連性が高いキーワードを年1回選定する。

## 構成銘柄の組入比率

定期入替基準日において、「指数構成銘柄の選定方法」に基づき選定した70銘柄を構成銘柄とし、各構成銘柄のウエイトが等しくなるようにして本指数を構築する。

## 野村日本株ベータ・セレクト指数

野村日本株ベータ・セレクト指数は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式の中から、日本株市場リターンおよびドル円為替レートリターンに対するベータ値(感応度)等に基づいた定量的な指標の上位30銘柄を組み入れた「野村日本株高ベータ・セレクト30」と、下位50銘柄を組み入れた「野村日本株低ベータ・セレクト50」とい

う2種類の指数の総称であり、いずれも浮動株調整時価総額加重型（個別銘柄のウエイト上限5%）の指数である。

野村日本株ベータ・セレクト指数の指数値の基準日は2000年12月29日とし、基準日の指数値（基準値）を10,000とする。

#### 定期入替え

定期入替日を、6月第1営業日（5月最終営業日の引け後）および12月第1営業日（11月最終営業日の引け後）の年2回とし、定期入替日の前月第5営業日を定期入替基準日とする。

#### 銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、6月の定期入替日の場合は、前年の3月末時点、12月の定期入替日の場合は、直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替日の直前の10月15日時点（休日の場合は前営業日）における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および12月の定期入替日の場合は、直前の4月から9月末、6月の定期入替日の場合は、前年4月から直前の3月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で定期入替基準日時点における大型銘柄（銘柄選定母集団の浮動株調整時価総額上位85%相当）で、かつ過去60日の平均売買代金上位500銘柄を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

#### 指数構成銘柄の選定方法

##### **野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）**

「野村日本株高ベータ・セレクト30」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、モメンタム）に基づいた定量的な指標値が高い30銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

##### **野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）**

「野村日本株低ベータ・セレクト50」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、銘柄固有リスク）に基づいた定量的な指標値が低い50銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

###### ・市場ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰係数を「市場ベータ」スコアとする。

###### ・為替ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次ドル円為替レートリターンで線形回帰した際の回帰係数を「為替ベータ」スコアとする。

###### ・モメンタム

定期入替基準日における過去11ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰切片を「モメンタム」スコアとする。

###### ・銘柄固有リスク

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰残差の標準偏差を「銘柄固有リスク」スコアとする。

#### 構成銘柄の組入比率



野村日本株ベータ・セレクト指数の指数構成銘柄の組入ウエイトは、定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額に比例した比率とする。ただし、組入ウエイトの上限を5%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分する。

## 2【当該指数等の推移】

## 1．ハンセン指数・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	16,883.90	18,621.28	20,188.97	25,020.79	16,748.69	
	最低	11,051.90	12,727.99	14,247.32	12,699.12	9,874.67	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	17,364.69	18,788.70	19,317.55	21,180.36	22,350.04	22,440.50
	最低	16,166.05	17,051.21	18,578.98	18,235.49	20,485.00	21,268.15

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 2．ハンセン指数・ショートインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	11,762.71	9,980.17	9,051.53	8,326.57	9,038.74	
	最低	9,046.96	8,039.78	7,269.36	6,289.54	6,516.88	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	6,461.72	6,284.39	5,963.30	5,944.28	5,580.88	5,414.84
	最低	6,231.07	5,953.69	5,829.63	5,501.29	5,323.72	5,276.52

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 3．韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	301.10	280.59	266.45	262.63	230.56	
	最低	216.14	203.23	206.87	171.49	172.24	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	273.93	311.84	322.69	342.08	332.69	334.13
	最低	252.09	278.28	305.83	318.30	301.73	302.24

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 4. 韓国総合株価指数200(先物)・インバースインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	943.96	973.03	968.06	1,061.55	1,035.71	
	最低	804.49	819.91	848.07	853.37	889.94	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	843.45	802.52	764.96	750.82	770.68	768.99
	最低	808.73	756.90	744.27	724.14	733.21	731.69

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 5. 日経・東商取金レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	18,165.96	21,287.61	17,282.81	18,661.12	16,245.14	
	最低	12,791.36	11,789.05	13,008.66	12,892.62	12,689.91	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	15,483.20	15,510.78	15,639.72	15,377.02	16,167.23	16,844.20
	最低	14,996.13	15,031.51	15,016.38	14,944.13	15,172.44	16,329.47

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 6. 日経・東商取金インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	7,605.91	7,440.81	6,843.90	6,609.49	6,650.32	
	最低	6,326.39	5,743.28	5,864.94	5,616.84	5,851.50	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	5,994.21	5,983.76	5,983.74	5,995.84	5,949.42	5,726.49
	最低	5,897.43	5,889.43	5,864.44	5,909.90	5,760.21	5,639.84

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 7. 日経・東商取原油レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	14,438.04	19,673.33	19,692.15	7,657.50	1,831.24	
	最低	7,311.98	12,373.64	7,251.21	1,639.20	769.87	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	1,565.79	1,533.47	1,342.26	1,320.13	1,337.26	1,588.48
	最低	1,366.97	1,308.02	1,031.06	1,159.62	1,169.70	1,260.88

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 8. 日経・東商取原油インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	8,485.15	6,317.46	7,331.00	11,676.76	15,713.56	
	最低	6,239.43	4,699.46	4,631.99	6,349.01	6,269.31	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	7,081.17	7,230.87	8,021.12	7,501.43	7,420.55	7,116.99
	最低	6,633.22	6,653.89	7,069.03	7,011.55	6,966.06	6,321.34

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 9. 日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	115,929.82	128,730.71	97,741.36	50,080.55	35,750.10	
	最低	46,875.39	47,519.52	38,902.54	17,065.71	10,936.15	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	6,971.16	5,507.97	4,579.86	3,916.52	3,069.19	3,228.30
	最低	5,608.61	4,528.21	3,684.60	2,843.16	2,766.71	2,476.10

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 10. ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ・プライスリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	741.81	1,090.59	1,279.52	1,310.90	1,486.11	
	最低	591.03	705.91	939.37	956.38	938.36	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	1,617.55	1,627.01	1,693.30	1,742.24	1,777.51	1,817.29
	最低	1,530.11	1,555.41	1,633.22	1,657.93	1,704.55	1,714.02

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

### 11. ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース (-1倍)・インデックス (円ヘッジ・トータルリターン) の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	795.56	707.10	588.78	544.14	530.48	
	最低	699.04	548.22	486.78	470.73	405.49	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	396.05	394.14	381.18	377.51	370.94	369.21
	最低	384.92	382.27	373.99	367.96	364.21	358.17

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

### 12. 東証マザーズ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	407.47	1,052.95	1,035.34	1,028.38	1,226.42	
	最低	289.45	415.04	635.00	708.12	667.49	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	1,063.28	1,104.81	1,209.96	1,190.51	1,125.90	1,107.82
	最低	971.22	1,034.11	1,107.88	1,149.62	1,067.35	1,013.86

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

### 13. STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	3,484.75	4,677.86	5,150.56	5,203.22	4,602.12	
	最低	2,498.82	3,521.87	3,844.01	3,880.10	3,655.67	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	4,923.82	5,148.64	5,233.98	5,374.11	5,322.54	5,378.82
	最低	4,695.95	4,924.94	5,063.20	5,215.10	5,167.81	5,165.04

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

### 14. Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	661.31	619.83	557.57	474.70	521.60	
	最低	538.10	520.21	404.60	391.25	411.85	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	415.00	407.80	400.70	395.70	392.50	393.60
	最低	404.35	394.60	392.15	377.95	376.60	377.05

出所：India Index Services &amp; Products Limited、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

### 15. Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	2,331.45	2,435.45	3,989.95	4,264.20	3,660.20	
	最低	1,572.14	1,717.96	2,095.79	2,824.25	2,319.25	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	3,808.70	4,008.35	4,046.40	4,345.80	4,377.45	4,371.05
	最低	3,614.20	3,748.55	3,878.40	3,974.40	4,026.70	4,010.85

出所：India Index Services & Products Limited、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

#### 16. S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	243.39	315.11	366.97	370.75	415.05	
	最低	207.86	244.59	292.78	334.63	335.97	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	430.28	431.43	442.14	440.77	440.67	450.15
	最低	418.31	422.75	433.14	432.11	431.60	436.78

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

#### 17. S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	410.26	476.09	457.74	489.01	503.87	
	最低	279.53	379.57	387.58	406.00	414.17	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	518.01	528.08	538.68	553.86	553.90	555.06
	最低	505.58	515.36	528.93	534.79	546.67	546.47

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

#### 18. 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	20,381.91	29,269.04	33,197.05	39,564.81	39,227.86	
	最低	16,657.74	20,095.17	25,848.62	30,917.41	28,026.49	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	38,940.71	39,994.10	40,627.52	41,182.64	41,083.53	42,098.49
	最低	36,706.29	38,793.43	39,433.86	40,564.03	39,587.34	39,411.49

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 19. S&amp;P500 VIX短期先物インバース日次指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	233,875.313	423,374.969	565,724.813	605,652.688	623,354.313	
	最低	79,734.570	213,519.953	308,462.031	271,068.219	197,434.547	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	930,414.938	1,018,599.000	1,079,144.000	1,185,254.000	1,185,688.000	1,206,726.000
	最低	769,958.000	834,538.813	978,637.500	969,566.125	901,040.625	986,735.313

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 20. S&amp;P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	100.180	149.418	171.172	218.670	231.460	
	最低	86.328	101.971	134.962	165.015	174.126	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	231.561	242.574	250.263	249.026	251.237	255.837
	最低	219.578	232.392	242.775	246.335	242.492	241.506

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 21. 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	2,010.063	3,056.399	3,618.247	3,797.710	3,950.453	
	最低	1,419.977	2,024.811	2,695.723	2,930.985	3,181.302	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	3,715.407	3,716.448	3,708.355	3,624.233	3,614.793	3,575.791
	最低	3,605.322	3,627.918	3,576.655	3,423.293	3,543.709	3,530.922

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 22. 野村AIビジネス70(配当課税考慮済指数)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	14,174.33	22,870.89	26,554.88	30,417.57	30,186.35	
	最低	10,836.52	13,924.55	20,665.33	25,011.42	22,188.60	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	30,330.63	31,152.69	32,001.07	32,291.85	32,559.93	33,743.00
	最低	28,581.10	30,247.73	30,878.39	31,684.70	31,631.60	31,533.46

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 23. 野村日本株高ベータ・セレクト30 (配当課税考慮済指数) の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	9,146.35	15,609.02	18,543.86	21,888.47	18,931.34	
	最低	6,218.44	9,147.71	12,799.38	16,808.16	12,520.14	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	19,100.57	19,644.99	19,798.45	20,554.10	20,598.67	21,377.21
	最低	17,666.71	18,553.05	18,954.07	19,688.48	19,845.10	19,747.75

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 24. 野村日本株低ベータ・セレクト50 (配当課税考慮済指数) の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	10,000.26	14,430.49	17,286.24	22,962.94	22,303.93	
	最低	8,752.97	10,112.73	13,102.29	16,641.50	18,832.58	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月
	最高	22,297.55	23,401.01	23,888.71	23,681.49	23,655.33	23,954.74
	最低	21,746.35	22,312.55	23,297.33	23,268.78	23,081.73	23,173.67

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。